

第百五十四回国
会

参議院国土交通委員会會議録第十六号

平成十四年五月三十日(木曜日)

午前十時六分開会

委員の異動

五月二十四日

高橋 千秋君

池口 修次君

五月二十九日

佐藤 雄平君

高橋 千秋君

五月三十日

木村 仁君

西銘順志郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

北澤 俊美君

鈴木 政二君

脇 雅史君

藤井 俊男君

弘友 和夫君

大江 康弘君

委員

荒井 正吾君

月原 茂皓君

西銘順志郎君

野上浩太郎君

野沢 太三君

松谷蒼一郎君

森下 博之君

森山 裕君

吉田 博美君

池口 修次君

高橋 千秋君

谷林 正昭君

國務大臣

国土交通大臣

副大臣

国土交通副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

国土交通省総合政策局長

国土交通省河川局長

国土交通省海事局長

国土交通省港湾局長

海上保安庁長官

藁科 満治君

統 訓弘君

大沢 辰美君

富樫 練三君

田名部匡省君

淵上 貞雄君

扇 千景君

月原 茂皓君

森下 博之君

杉谷 洸大君

岩村 敬君

竹村公太郎君

安富 正文君

川島 毅君

縄野 克彦君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北澤俊美君) ただいまから国土交通委員会を開会をいたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。去る二十四日、高橋千秋君が委員を辞任され、その補欠として池口修次君が選任されました。また、昨二十九日、佐藤雄平君が委員を辞任され、その補欠として高橋千秋君が選任されました。

○委員長(北澤俊美君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。船舶職員法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に国土交通省総合政策局長岩村敬君、国土交通省河川局長竹村公太郎君、国土交通省海事局長安富正文君、国土交通省港湾局長川島毅君及び海上保安庁長官縄野克彦君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北澤俊美君) 船舶職員法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取をいたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○森山裕君 おはようございます。自民党の森山でございます。

大臣、毎日御苦労さまでございます。

船舶職員法の一部を改正する法律案について質疑をいたします。

法案の具体的な内容に入る前に、まず二点について伺っておきたいと思っております。

まず最初は、大臣に海について少し伺ってみたいと思っております。海は私どもに大きなロマンあるいはいろいろな思いを抱かせるものです。

南国の太陽を一杯に浴びた鹿児島県のシンボル桜

島、その桜島を浮かべる錦江湾を目の前にして、この鹿児島に来ると日本のことを考えますね、つまり日本の来し方行く末といったようなことを、これはどういうわけかなという、作家司馬遼太郎さんの薩摩路への旅に同行した人がつぶやいたこの一言から、司馬遼太郎さんは著書「歴史を紀行する」の一文、独立国薩摩の外交感覚についての考察を展開しておられます。

そこでは、日本列島の南端薩摩と北端津軽を比較して、北端の津軽では日本はどうなるかということよりも人生は何かといったような人間生存の第一義のような、そういう瞑想の姿勢が北端の地によく似合う、薩摩の地に来て思うのは人生のことよりも天下のことである、北方の氷雪は人間を内向的にし、西南の陽光は人間を外交的にすると結論付けておられます。

ポルトガル船が種子島に鉄砲を伝えたのが一五四三年、その六年後の一五四九年、フランシスコ・ザビエルを乗せたポルトガル船がインドから五百日の長い航海を経て来航したのが錦江湾でありました。一八六三年にはイギリス艦隊七隻が薩摩を攻撃するために訪れたのも錦江湾でありました。二年後の一八六五年には薩摩と長州を結び付けた立て役者、坂本龍馬が船で錦江湾に姿を現しました。

このように、日本と西洋文化の触れ合い、更には日本の近代化の夜明けを見詰めてきたのが錦江湾であります。こんな歴史を持つ錦江湾、鹿児島の人にとっては海そのものであります。私は、週末、鹿児島に帰るこの錦江湾に接するたびに、明治維新を成し遂げた幕末の志士を始めとする先人に対して思いをはせるとともに、新たな勇気を与えられるのもまた海であります。そこで伺いますけれども、扇大臣は数々の歴史を刻んできた須磨海岸の近くで誕生されたと同っ

ておりますが、大臣は海に対してどんな思いを抱かれておられるのでしょうか。冒頭、まずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(扇千景君) おはようございます。

冒頭に森山議員から海についてということでお尋ねがございました。

私は、生まれましては今仰せのとおり月見山という、正に海が見える須磨区でございますけれども、そこで生まれ落ちてまして、ずっと神戸生まれ神戸育ちということで、正に扇という名前は、ファンがよくてしたんじゃないかと、神戸の港が別名神戸扇港、扇の港と書きます、神戸には扇港工業、扇港商業、扇港何々という扇の港と書いた会社もあれば、いろんなものがございます。正に神戸港が扇の形をしていたために私の芸名自体もできたということ、私は、今、森山議員が司馬遼太郎さんのこととかいろいろおっしゃいましたけれども、私は毎日海を見て、こんな大自然という壮大な中で、毎日海の表情が変わり、しかも背中六甲山をしようという、大変私は日本の中でも恵まれた風光明媚、そして温暖化、おいしいものがあるという、本当に恵まれたところで私は育ったと感謝をして、神戸生まれ神戸育ちを表す意味で扇という名前を付けてくださったそうでございます。

そういう意味で私は、今おっしゃったように、私からは大自然というものを海というものから感じますし、山は父で海は母だとよく皆さんおっしゃいますけれども、本当にあの母のたなごころというつもりで、海があると心が休まるという、そういう育ち方をしましたから、海の大仕事、また日本の現状を考えまして、四方を海に囲まれている、こういう珍しい国の中にかに今後これを利用していかと。また、自分たちの財産であるという考え方に立つて、私は大自然というものの恩恵を被りながら、また実生活の中では、実質的には少なくとも九九％が貿易の拠点になっている、九九％、日本の貿易は海から来ているということ、国の発展、国の経済の在り方、

あるいは産業の在り方、すべてが海に頼っていると言っても私は過言ではないと。そういう日本の情景の中で、私は、国内の輸送の四割がこの海上輸送ということにもつながっておりますし、海で育ったという御質問ですから、私は、神戸が一番早く、ケイができたのも神戸が最初、あるいは女性の帽子も一番最初に日本で神戸から始まった、そういう輸出入が神戸港によって一番最初にできた、ソーセージ、チーズもそうでございます。

そういうことを考えますと私は本当に有り難いところだと思っておりますけれども、今申しましたように、その海を利用する方法が、もつと大事にしなければいけない。

今、冒頭に申しました、私は大自然と言いましたけれども、その自然を大事にするためには、利用しながらこれを、物を大事にしていくということ、私は、今日はマリネジャーというものの大変一般化してまいりまして、多くの皆さんもマリネジャー、あるいはそのレジャーの中でのマリネというものの、マリネジャーの果たしている役割の重要性といえますが、皆さんの利用度が多くなってきたという数字も、これも見逃すことができない。

じゃ、他方、海を利用するときに、大自然というところで、海洋汚染ということが二十一世紀の環境の大きな問題になってきている。そういう意味で私は、利用する側と、それを大事にする、この両面がなければ私たちは海を汚してしまうということ、この大自然というものの力強さと、また怖さも知りながら、私たちは今回この法案を出させていだいて、大きな、皆さん方とともに自然を守っていく一助にこの法案がなれば、またそうしなければいけないという気持ちで、これに絡んで法案を出させていだいた次第でございます。

○森山裕君 大臣の海に対する基本的な考え方を聞かせをいただきました。

大臣、私は鹿児島で生まれ育ちましたけれども、

我が薩摩藩が一番繁栄をした時代というのは、海に向かつて政策を考えていた時代が一番薩摩藩が繁栄をしていたと言われています。今、我が国も海に向かつていろんな政策を考えるということが大変大事な時期を迎えているのではないかなというふうに思いますし、どうか大臣の下でそのような政策を是非お進めをいただきたく、お願いをしておきたいと思っております。

次に、森下政務官にお伺いをいたします。

政務官におかれましては、大変御多忙の中、先般、奄美大島をつぶさに御視察をいただきました。本土から遠く離れた外海離島、台風の常襲地帯という厳しい自然的、社会的条件の中で、この地域の人々は活力ある地域社会の維持に向けて懸命の努力を続けております。

そこで伺いたいと思いますが、離島を多く抱える鹿児島県と異なり、島がほとんどない高知が地元の高知政務官から見ると、奄美にどのような思いを持たれたのでしょうか。また、具体的に、国土交通省として今後取り組むべき課題についてどのようなお考えをお持ちになったか、お聞かせをいただきたいと思います。

○大臣政務官(森下博之君) おはようございます。

西郷隆盛先生をほうふつとさせるような森山裕先生から郷里への熱い思いを込めてのお話をいただいたわけでありまして。

私事で恐縮でございますが、森山委員とともに黒潮文化を共有する、私、高知の出身であります。森山委員の同行を賜りまして奄美大島を視察をさせていただきました。

御指摘のように、自然条件あるいは地理的制約の中で、先人から受け継ぎました伝統文化を守りながら営々として頑張っておられる島民の姿に接しまして、大変な感動と感銘をいたしたところでありまして。

これまで、奄美群島振興開発特別措置法に基づきまして奄美群島の振興開発が関係の皆さんの御尽力で一定の成果が上げられたと考えております。今後とも、社会資本の整備の一層の推進を図

ることはもちろんのこと、奄美固有の地域資源を活用した島おこしなど、地域の主体的な取組を更に積極的に支援してまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

○森山裕君 政務官、御答弁をいただき、ありがとうございます。

奄美はやはり独特の文化を持っていると思います。その文化が、我が国の発展に寄与できる文化がたくさんあるということを実感いたしました。どうか、奄美が更に発展できるように、是非、国土交通省としてもお力を引き続き賜りたく、お願いを申し上げておきます。

次に、船舶職員法の一部を改正する法律案について具体的に伺います。

先般、海上保安庁から刊行されました二〇二海上保安レポートにおける「数字で見る海上保安庁」によりまして、次のような数字になっております。

約十万人の船員、約二十六万人の漁業労働者が海で働いていて、約二百七十万人が小型船舶操縦士の資格を有しています。二千八百三十六隻の遭難船舶、一万六千四百六十九人の遭難者が発生をし、千七百三十三隻、八千五百九十四人に対して救助活動を実施し、その結果、千五百四十三隻、七千七百五十八人が救助されたと記録をしております。また、FRP製プレジャーボートの工場出荷数は五千六百隻。FRP船の耐用年数を三十五年と仮定をして、耐用年数を超えたFRP船の発生量を推計すると、平成十三年では年間五千隻でございますが、数年後には年間一万隻を超えると予想をしております。この数字はいろんなことを教えているなというふうに思うわけであります。

海に囲まれている我が国において海は貴重な食料の宝庫であり、漁業としてのなりわいの場として西諸国以上に親しまれてきたと思います。外国の人との交流、文化の伝来、生活物資の確保が図られてきました。このように、海は国の安全の確保、産業の発展、生活水準の向上に大きく寄与

してきたと思います。

そこで、法案の内容について二、三点、安富海
事局長にお伺いをいたします。

今回の改正において、免許制度簡素化について
どのような措置を講じているのかをまず最初お示
しをいただきたいと思ひます。

また、今回の改正では免許者が最低限遵守すべ
き事項を明確化しておりますが、今後この遵守事
項を始めとする法令の施行やマナーの向上にどの
ように取り組んでいこうとされるのかをお伺いを
いたします。

また、遵守事項の担保措置についてはいろんな
意見があります。余り厳しく法律で対処すべきで
はない、むしろ海の安全はシーマンシップの果た
す役割が大きいのではないかと、シーマンシップの
向上に努めていくことが大事ではないかという考
え方もありますし、私はこれも一理あるなという
ふうに思っておりますが、そのことについても少
しお聞かせをいただきたいと思ひます。

今回、酒酔い操縦を禁止することについての法
令化がされたところではありますが、酒酔い操縦の
禁止について具体的にどのような取締りをしてい
こうとされるのかをお伺いをいたします。

以上であります。

○政府参考人(安富正文君) まず、免許制度の簡
素化についての御質問があったかと思ひますが、
今回の改正案につきましては、小型船舶利用者の
ニーズにこたえて利用者が円滑に免許取得がで
きるように措置しようということで、具体的には、
免許区分につきまして、従来一級から五級と五区
分されておりましたものを、一級、二級、それか
ら水上オートバイという三区区分にして、利用者
にとつて分かりやすい形に直しております。また、
水上オートバイの専用免許を設けるということに
よつて、水上オートバイ非常に増えてきておりま
すので、こうしたものに特化した必要な知識や能
力を重点的に習得してもらおうということで考え
ております。

また、試験の内容につきましても、従来いろん

な試験内容がございますが、この中でも、だんだん
必要がなくなつてきている機関理論に関する知識
とかあるいは天体観測による位置確認の技術とい
つたようなものについてはできるだけ簡素化
し、安全についての実践的な事項に重点を置いて
試験内容を制定していきたいというふうに考えて
おります。

それから、今後の具体的な担保措置、遵守事項
等の法令の励行、マナーの向上についてのお話が
ございました。

本来ですと海のシーマンシップということに任
せてこういうものは遵守されるということが望ま
しいわけでございますが、なかなか、これだけ二
百七十万という免許受有者が増えてきますとそ
ういうこともなかなか言つていられないというこ
とで、こういうマナー、シーマンシップとして取
り扱われていたものうち、特に危険操縦である
とか酒酔い操縦の禁止といった重要な事項、更
には子供等に対する救命胴着の着用義務といった
ようなことを、いわゆる必要最小限のものを遵守事
項として定めております。

これについては、当然、免許の取得時にいろい
ろな教育指導すると同時に、五年ごとの更新がござ
いますので、そういう際に教育啓蒙のより一層の
徹底を図つていきたい。さらには、違反者が出た
場合にはそれに対して再教育講習の受講といった
ようなことを義務付けるといふようなことを考え
ております。

それから、酒酔い操縦について具体的な取締り
といふことがございましたけれども、酒酔い操縦
につきましては、当然、地方運輸局の関係職員、
更には海上保安官、それから警察官と連携を取り
ながら、相互に連携しながら取締りを行おうと考
えておりますが、具体的には、例えばレジャーシー
ズンにおける重点水域でのパトロール実施とい
つたようないろんな効果的な方法を今後考えてい
きたいというふうに考えております。

○森山裕君 ありがとうございます。
道交法では酒気帯び、そして酒酔いという二段

階になつておりますが、今回の法律はそうではな
くて酒酔いでありまして、個人差もあるだろう
と思ひますし、非常に難しい問題もあると思ひま
すけれども、こういうことは本来個人がしっかり
自己管理をしていくということが大事なことだと
思ひますので、どうか、そういう考え方が育つこ
とが大事だと思つておりますので、一言申し上げ
ておきたいと思ひます。

時間が参りましたから、最後に一点要望をして
おきたいと思ひますが、今国会に使用済自動車の
再資源化等に関する法律案が提案をされておりま
して、自動車のリサイクルというものが本格的に
取り組まれるということになるわけでありませ
うが、先ほど申し上げました二〇二〇海上保安レ
ポートによりまして、毎年一万隻の耐用年数を
超えたプレジャーボートが発生をしてくるという
ことが予測をされるわけでございますから是非、
近々、プレジャーボートのリサイクル化というも
のがどう具体化していくのかということ是非検
討を始めていただいで、どこも港はいろんな困
つた現象が起きつつありますので、是非そのこと
にも関心を払つていただきたいということを要望
申し上げます、時間が参りましたので終わら
す。

ありがとうございます。

○高橋千秋君 民主党・新緑風会の高橋千秋でござ
います。

今日は、常任委員ではございませんが、先ほど
薩摩、それから高知、神戸、それぞれ海の関連の
方々のお話がございまして、私の方は実務的な話
をしたいと思ひます。

私は伊勢湾のところにありますヨットハーバー
まで十分ぐらいのところに住んでおります、そ
の関係で私は今日は質問させていただきますけれ
ども、私も就職してしばらくずっとヨットをや
っておりますので海のことを少し知つておりま
す。今回は船舶職員法ということですが、昨日
日曜日に久しぶりにそのヨットハーバーに行
つて皆さんにいろんな意見を聞いてまいりました。

そこでいろいろ出たのは、やはりお上の縛りが多
過ぎると。こういう楽しみのためにやつてい
ることに対して非常にいろんな決めやら、免許の
ことでも大変縛りが多過ぎるというような意見が
たくさん出てまいりました。

それで、冒頭にまず大臣にお伺いをしたいん
ですけれども、今回のこの改正は、そういう海の
スポーツ、これを普及させたいという思いなのか、
それとも免許をもつと厳しくして安全性という
ことを高めたいのか、そのどちらの観点で今回の
この法律を改正をするのかというのをまず冒頭お
伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(扇千景君) どちらかと言われると、
両方と言いたいというのが現状でございます。

なぜ欲張つてそう言いましたかと申しますの
は、御存じのとおり、現在の小型船舶というもの
の操縦士制度、これ、昭和四十九年でございます
た。その当時、近年の海上の、あるいは水上レ
ジャー活動というものが活発になつてきました
けれども、昭和四十九年度当初、人口的には三十
七万人だったんですね。ところが、現在ではそれが
十二年度末で二百七十万に達しました。

そういう意味で、今のままでは、少なくとも幅
広い層の人たちがそれぞれの年齢に応じた楽し
み方をしたいらっしゃる中で、小型船舶の安全を確
保しながら制度の簡素化を図つていこうではない
か、もつと楽しんでいただくようではないかと、
今おっしゃつた、両方の面があると申しました
は、その安全性と多くの人に簡素に利用して
いただく、この両面だといふふうに申し上げた
はそういう理由でございます。

ですから、小型船舶によりまして海難というもの
も、やっぱり人数が増えただけこれは増加して
まいりました。これは残念なことなんですけれども、
平成十二年の年間で約二千三百件を超えており
ます。死者も七百人に達しているんです。

そういうことで、私も、今回の改正はこ
うした背景を踏まえて、小型船舶の操縦士の資格
分については、今、局長が申しましたように、一

級から五級までございましたものを、五区分であつたものをもう少し簡素化しようということ、今回は新二級、新二級、そして水上オートバスの三区分にする、今、局長が申し上げたとおりでございます。そういう意味でも、私どもはあらゆる面で、安全性と、そして酒酔い運転を禁止ということで小型船舶の操縦者が遵守すべき項目というものを是非明確化しようということ、今後一層の航行の安全性を図るためには今回こういう法案が必要であるという判断で提出させていただいたわけでございます。

○高橋千秋君 私今回この改正というのはある一定前進だということに思っています。

ただ、先ほど酒酔い運転の話出ておりましたが、大体、船、酒酔い運転でできたということ自体が私は今の時代に非常に後れているなというふうに思います。

それと、免許制度についてなんですが、今回簡素化することなんですが、実は、諸外国の例を見ると、レジヤボートの免許というのはない国の方が多いんですね。アメリカでもヨーロッパでも、ほとんどの国はこのレジヤボートに対する免許制度自体がないという国が、アメリカも、あのアメリカでさえそうなんです。その中で、この免許制度自体があるということに非常に疑問だという声が一般の利用している方には多いんです。

私もヨットをやっていました。ディンギーという小さな一人乗り、二人乗りぐらいの船なんです、これ乗っていると、今日みたいないい天気だと物すごく気持ちいいんですよ。風も、私みたいな初心者もヨットで出ていく場合は非常に楽に出ていけます。ところが、御存じのように、海というのは急に天候が変わって、風が午後になると急に吹いてきます。そうすると、もう突然変わってくるんですね。そうすると、ちよつと海に浮かんでいるだけでもこれは死ぬんじゃないかなと思うような危険な目に遭うこともしよつちゅうあります。

その意味で、この免許制度というのは確かにそういうことから逃れるために必要なものであるという考え方も分かりますが、諸外国の例を見ると、免許制度よりもむしろ講習の方に重きを置いてるんですね。プライベートのいろんなヨットクラブとか、そういうところがかなり頻繁にいろんな講習制度を設けて実務の方に重きを置いてる。私は、免許制度、確かに必要かも知れませんが、知識を得ることよりも船に乗るということが、経験をもちと積ませることの方が安全に対しては有効な措置だということに思っています。

衆議院の委員会の中でも舩大臣の方からも何度もシーマンシップという言葉が出ていました。後でも聞きたいと思いますが、このシーマンシップも当然大事な事だと思ふんですが、これは性善説に成り立っていますから、現状はそうではない場合が非常に多いと思います。

この免許制度が、先ほども少し説明ございましたけれども、私は、諸外国がこんなでないのが実態なのに、日本があえてこんな今まで、今回簡素化するとは言いがたも、かなり細かい制度を作っていました。諸外国の実情等踏まえて、なぜそうなっているのかということをお報告をいただきたいと思います。

○政府参考人(安富正文君) 今、先生の方から諸外国の状況のお話ございましたけれども、我々のいろいろ調べておりますのは、例えばフランス、ドイツ、イタリア等の欧州諸国におきまして、それぞれ対象範囲が異なりますけれども、レジヤボートについての免許制度を採用しているところはございます。確かにアメリカにおいては余り免許という制度ということではなくて、州によつて、五州ぐらい免許制度があるところがございますが、安全講習を何らかの形で義務付けるといいますか、そういう形になっておるというふうに聞いております。

先生おっしゃりますように、免許制度だけでこの問題片付くということではなくて、現実に、実

際に乗ってその必要な知識、技能というものを習得していかなくないということは非常に重要なことだと思っております。

そういう意味で、今回の改正の中でも、具体的にこれからその試験、教育内容についても、交通ルールとか本当に守らなくない遵守事項であるとか、あるいは事故防止装置といったようないろんな安全について重点化して、いろいろ知識、技能を特化して身に付けていただこうと考えておりますし、さらには、免許更新といったような制度を活用して具体的な海難の防止、トラブルの対処法といったようなことについてもこれから充実を図っていききたいというふうに考えております。

それから、特に実際に乗ってみるということも重要でございますので、例えば船舶職員の養成施設等がございますが、そういう中でナビゲーションセミナーといったようなレジヤボートの航行体験のプログラムというものを今後用意していく、現実にもございますが、これを更に充実して、実際に必要な知識、技能を再体験していただくというようなこともこれから充実していかなくないというふうに考えております。

○高橋千秋君 日本の行政全体に言えることなんです、ハードはだんだん充実していきんですが、ソフト面が非常に後れているんですね。

さつき、ナビゲーションのシステムというのはあるということなんですが、現実、沖に出ると、そんなテレビゲームのような感覚ではとてもやれません。現実問題として、本当にそういう危機に面したときにどうしていくのかという対処法だとか、そういうのは実際にやってみないと分からないことが非常に多いんですね。だから、そういうことを是非充実していただきたいと思うんです。

先ほど船舶職員養成講座ということがありました。その中に、日本船舶職員養成協会というところが出している「J E I S M A T E」という機関誌の中にこのことが書いてあるんですね。それ

見ると、免許取得後も腕を磨くというそういうセミナーがあるんですね。ところが、参加者が少ない場合は中止することもありますというふうに書いてあつて、ほとんど参加していないんですね。

それで、実質上、私が地元のマリナーで聞いた場合も、そういう免許の知識じゃなくて、やっぱりそういう経験を積めるような制度を作つてほしい、そのことを強く要望しましたので、私から一言言つておきます。

それと、さつき大臣の方から免許取得者二百七十万人という話がありました。現実、マリナーの状況を聞きましたら、全国どこも、ボート、ヨット、ディンギーも含めて、そういう船の係留数というのがどんどんどんどん減っているんですよ。平成四年をピークにどんどん減つていきました。私の地元の津のヨットハーバーで聞きましたところによると、平成四年がピークで六百隻ぐらいあつたのが、今はもう五百隻を切つたという状況になっている。これは全国どこもそうです。これは、マリンスポーツ自体の人氣がなくなつてきている、特に若い人がマリンスポーツをやらなくなつてきているというのが現状だと思います。

そういう中で今回の、先ほど大臣から両方というお話がありました。でも、一方で免許を取りやすくして規制を強くするというのは相反している部分もありますし、そういうことになれば当然普及という面はやはりちよつと難しいんじゃないか。今これだけ減つている中で、もう少しマリンスポーツを普及させるという意味からは、さつきの講習制度も含めて、そういうインフラの部分もちゃんとやっていかなくないというふうに思いますので、是非その面の充実をお願いしたいというふうに思います。

今回のこの法案の中で、特定操縦免許、いわゆる旅客を運ぶ方の免許、これ自体、今までは普通のアマチュアが楽しむ人のやり方と同じような方でやれたんですが、今回、小型旅客安全講習課程というのを受講しなければ取れないという形に

なつたというのを聞いています。これは一定の前進だと思ひます。

ただ、これ、地上の場合でいうと、普通のペーパードライバーがタクシーの運転手に受講すればなれるようなものなんですね。だから、人を運ぶ船の船長さんが、受講するだけでなれてしまう。このこと自体は非常に心配なんです、このことについてはいかがなんでしょうか。

○政府参考人(安富正文君) 今の先生の御質問にお答えする前に、ちょっとさつき大臣の答弁の中で、平成十二年度の海難事故の数につきまして、年間二千三百件は結構なんです、死者七百人と言つておりましたが、これは死傷者でございますので、ちょっと訂正させていただきますと思ひます。

それから、先ほどの営業免許、特定操縦免許についてでございますが、小型旅客安全講習課程の義務付けということで、旅客船であるとか遊漁船といったような、不特定多数の第三者を旅客として扱う場合には今回義務付けを行ったわけでございますが、本来、旅客船、遊漁船につきましては別途事業規制ということで、海上運送法に基づく例えば運航管理者の選任であるとか、あるいは遊漁船業の適正化に関する法律、今回改正して遊漁船業務主任者を選任するといったような形で、安全面についての配慮も行つていくわけでございます。

ただ、この操縦免許につきましては、基本的に、船舶の安全航行に当たつての航法であるとかあるいは機関といったような必要な知識、能力というのは一般の小型船舶と事業として行う小型船舶も基本的には同じであるということで、今回小型船舶操縦免許の中で位置付けておまして、ただ、先ほど先生からもありましたように、不特定多数の第三者を旅客として扱うということから、人命救助とかそういういわゆる安全に関する知識、技能について特別にこれを講習を義務付けるところでその安全対策を一層確保したいということ、で今回追加したものでございます。

○高橋千秋君 是非それはお願いをしたいと思ひます。

それで、先ほど自民党の委員の方からお話ありましたが、取締りのことについてお伺いをしたいと思ひます。

今回、この酒酔い運転とか危ない運転をするこの自体の規制を明記化したということは一定の前進だと思ひます。ところが、さつき答弁にもあつたんですが、規制をする人、海上保安庁等いろいろあるんですけども、現実、私がヨットをしていたときでもそういうパトロールなんかほとんど遭遇したことがないんですよ。現実問題、今回、この飲酒運転、水上バイクの飲酒運転していても海上保安庁が現実問題として今の体制の中で取り締まれるとはとても思えないんですよ。それはもうシーマンシップに頼るしかないのかも分りませんが。

しかし、現状、こういう明記をしても実効性には非常に疑問が残るんですけども、この取締りについてどのようになつていくのかお伺いをしたいと思ひます。それとも一つ、海上保安庁が取り締まると同時に、ヨットハーバーの職員とかボランテアの方々が安全指導員という、何というんですか、警察手帳みたいなものを持たされてそれを指導するというものになつていくそうです。その人たちは、そんな酒酔い運転しちゃ駄目ですよという言ひは言ひますけれども、取締りではできないんですよ。検査もできません。だけれども、そういう本場にボランテアだとかそういうことだけに頼つていくというのは非常に心配です、安全ということも考えても、やはりある程度の取締りということも同時進行で考えていかないとこの実効性はないように思ひます、それについてどう考えておみえになりますでしょうか。

○政府参考人(安富正文君) 先生が今おっしゃいましたように、本来ですと、酒酔い操縦あるいは危険操縦といったような行為規制につきましてもマナーであるとかシーマンシップということにゆ

だねる、あるいは自己責任ということでやつていただくということが望ましいわけでございます。そういう意味で、我々としては、今回法律にこういう行為規制を明確化するということでより一層啓蒙活動というものが実施されるようになるということで、各それぞれのプレジャーボートの利用者の方々の意識を変えていただきたいということを考えております。

ただ、その中で、やはり具体的に取締りをしていかなきゃいけないということでございまして、確かに少ない要員でございまして、例えば地方運輸局、それから海上保安庁、両方連携してどうやっていくかということをお伺いしますが、やはりどうしてもレジャーシーズンとかいう海の利用が非常に多いところ、あるいは場所等を選んでそういう安全パトロールというような形を、あるいは安全キャンペーンというような形を考えた場合、今後その具体的な内容について適切な取締りが行えるようにしていきたいな、こう考えております。

○高橋千秋君 でも、現実問題としては非常に難しいですね。取り締まられたという話も聞いたことありません。確かに海の上で飲むビールというのは非常にうまいんですよ。ヨットの場合は、ヨットのボールの横にこれぐらいのねじ式の穴がありまして、缶ビールがちょうど一本入るぐらいの穴があるんですよ。これを沖に行つて飲むと非常においしいんですよ。

それはそれとして、水上バイク、非常に危険ですから、その意味ではきつちりと取締りをしていつていただきたいなというふうに思ひます。

今回、この水上バイク専用の免許ができるということで、多分免許を取る人も増えるんだらうと思ひます。私の地元のところ大変最近多いです、愛知県と三重県の県境の長良川のところ、川で、川と海の境のところですが、もうたくさんいます。先日、幕張の海岸へ行きましたら、そこでもう本場にたくさんの方々がひしめき合つて海

洋スポーツをやられておりました。

その意味でも、今回のこの免許制度、水上バイク専用の免許制度ができるということは、水上バイクをやる方からは歓迎かも知れないんですが、さつきのシーマンシップということの、それだけいろんな方が取るわけですから、そのシーマンシップということを望むのは非常に難しいなと思ひます。その意味でも、さつきからずっとシーマンシップという言葉が出ていますが、これをどうやって浸透させていくのか、具体的な対策何かございましてしょうか。

○政府参考人(安富正文君) まず、水上オートバイの件でございまして、これは、水上オートバイは従来四級であるとか五級という中で実際にやつていたということもありまして、実際に水上オートバイを使つて実技試験なんかをやつていなかったというのが従来の形でございます。そういう意味で、今回水上オートバイについて専用の特殊の資格を設けるということで、実際に水上オートバイによる実技試験等も行えるということで、より安全性が確保されるというふうに考えております。

それから、シーマンシップということでもいいますが、特に水上オートバイに特化した具体的な規制として、例えば直接操縦の義務付けという、有資格者による直接操縦の義務付け、これは当然のことでございますが、あるいはライフジャケットをちゃんと着用すべきであるというふうな着用の義務付け、それから当然遊泳者付近での危険な操縦の禁止といったようなことを今回法律上明記したわけでございまして、これは免許取得時、それから更新講習時、さらには違反をした場合の再更新の講習を受けるということになりますので、そういう際に徹底した安全教育指導というものをこれからやっていきたいというふうに考えています。

○高橋千秋君 もう一つ水上バイクのことでお伺いしたいんですが、水上バイクで一番迷惑を被ることは何ですかというふうに聞くと、一番迷惑

を被っているのは音なんですね、騒音。

水上バイク、今ほとんどの水上バイクはまだツースイクルエンジンでやっています。ツースイクルエンジンというのは、普通の車ですとフォースイクルエンジンで非常な静かなんですが、最近フォースイクルのエンジンのそういうものも出たということなんです、ほとんどがまだツースイクルエンジンで、水上バイクをやっている方はだれもないところでバイク乗らないんですよ。なぜかという、みんなが見ているのに優越感を持ちながら大きな音をさせながら横を走るといのが楽しみなんです。ですから、海で泳いでいる方々や近所のおうちの方々から一番文句が出るのは音なんです。非常に高い音が出ます。ましてや最近、改造して、マフラーの部分で改造して大きな音を立てます。そういう意味で、この音を何とかしてほしいと。あの音を近くで聞くと、確かに海水浴なんかしてすぐ近くをあの音で通られると非常に怖いんですね。

私は、この音を何とかするために、国として、騒音規制なり、それからメーカーへの指導なり、いろんな対策をすべきだと思うんですが、その点はいかがでございませうか。

○政府参考人(安富正文君) 水上オートバイの騒音につきましては非常に社会問題化しておるといふ状況がございします。そういうことから、国土交通省では平成九年に実態把握のための調査を実施しまして、その結果を踏まえまして水上オートバイの製造事業者には騒音削減のための技術開発の指導を行ってきております。

この指導の結果、製造事業者は平成十年に自主規制を策定いたしまして、現在、水上オートバイの発音音は大体七十九デシベルぐらいございまして、これは電車の車内といったような非常に高いレベルの騒音なんです、これを二〇〇四年モデルから日常の騒音領域外とされている七十四デシベルといったような形で段階的に低減しようということ、具体的には、先生先ほどおっしゃいましたように、四サイクルエンジンの採用とかいっ

たようなことを進めまして、何とか二〇〇四年モデルで七十四デシベルまで下げようというようなことを考えております。

今後とも、これは段階的に低減していくということで、これから水上オートバイのメーカー等に對しても更なる指導を行っていきたいというふう

に考えております。

○高橋千秋君 もう一つ水上バイクのことなんです、冒頭に申しましたマリナーの今の経営状況なんです、どこもだんだん減ってきて大変経営厳しくなっているのが現状です。

その中で、水上バイクを下ろせるヨットハーバーというのが、日本にほとんどありません。ヨットをやられた方は御存じかも知れませんが、コンクリートで坂になっていまして、そこに船を持っていって、すつと下ろして出ていくんですね。水上バイクも同じようなやり方で海に出ていきます。ところが、その施設を利用できる、水上バイクが利用できる施設というのは今ほとんどないんですね。ほとんどの水上バイクを利用されている方はどうやっていっているかという、海岸まで自分で牽引して持っていく、砂浜を引きずって海まで持っていくんです。

これだけ、今回、水上バイクの専用の免許制度を作った、先ほど安全と普及と両方というお話でしたが、これインフラが全然ないんですよ。水上バイクがこれだけあるのに、この施設が全然ないこと自体が非常に後れているというふうに思いますが、規制の面でも水上バイクが使えるかどうか、どうもちがうかと思うんですね。

この点について、基本的な施設についてもどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(川島毅君) 先生おっしゃったように、水上バイクにつきましては海岸から直接海へ出よう、出るということが可能でございしますので、スロープなどの施設整備、これはほとんど行われていないのが現状でございします。

ただし、今後、水上オートバイの大型化が想定されております。こういうものに伴いましてスロープが必要になる場合があるかというふうに考えておまして、そういう場合につきましては、マリナーあるいはボートパークにおきまして既に整備されておるスロープの活用といったことも含めて、対応について検討していきたいというふうに考えております。

○高橋千秋君 時間が残り少なくなってきましたので急ぎたいと思いますが、救助について伺いた

と思います。

冒頭に申しましたが、海というのは非常に怖いんです。結構海に落ちたりもしますし、今回のいろいろ資料を見ますと、初歩的なミスで、例えば海の上でガソリン切れになったりとか、それから釣り船で魚群探知機を付け放しで、エンジン切ったまま魚群探知機を付け放しで、エンジンが止まって帰れなくなったりとか、そういう初歩的な話が多くなっています。今日みたいな天気、海にぶかぶか浮いているだけなら助けるのも簡単なんです、あらしのようなときには非常に難しい状況だと思えます。

その中で、幾つか資料を見ると、救助が、日本水難救済会だとか、それからプレジャーボート救助サービスという、陸上で言うとJAFみたいな制度もあります。それから、先ほど出ていました海上保安庁。それぞれレベルはあると思うんですが、ある記事を読むと、このプレジャーボート救助サービスというのは会費制で、一番安いのが年一万円ぐらいですか、それぐらい払って曳航してもらおうと。さっきのようにバッテリーが上がったとかそういうときに曳航してもらおうと。ところが、プレジャーボート救助サービスの方は、危険な場合は海上保安庁に頼みますというように、危険が書いてあるんですね。一方で、日本水難救済会の方は生業をほうつてでも助けに行きますと書いてあるんですね。これ、どっちか頼めるんならやっぱり意気込み強い方に頼みたいと思うんですが、現実はいくつかの分野に分かれていま

す。

海上保安庁では何か一一八番、一一九番じゃなくて一一八番に電話をするというようなこともあ

るらしいです。それから、船検というんですね、車検と同じように。その中でVHFの無線、これ

でしゃべれるのが自分が登録してあるところとし

かしやべれなくて、その領域を離れると、今度は携帯電話で電話してくださいというふうになって

いるんですね。

何かどうもちがうかというふうに思うんですが、この救助について、どんな場合にプレジャーボート救助サービス、これはBANとかいうんですが、これに頼んで、どんな場合に日本水難救済会に頼んで、どんな場合はそれじゃ海上保安庁に頼むとか、その辺というのはどうなっている

んでしょうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(縄野克彦君) 海上保安庁は、申し上げるまでもなく、国の機関として船の種類とか海のエリアを問わず救助活動を実施しているわけ

でございます。水難救済会は、明治二十二年から

長い歴史を持ったボランティアとしての救助活動を行っておりまして、主として沿岸活動、また先

ほどお話に出ましたように、生業を持っておられる漁業とかあるいはマリネレジャーの関係の方々、そういう方々がボランティアとして主として沿岸における海難について救助活動を実施をしております。

私どもとしては、一一八番、携帯電話からも船舶電話からも通じますし、一定の船にござい

ますVHFから連絡を受ければ私どもが体制を取って、ただ、先ほどもお話がありましたように、私どもの体制が十分でないような状況である場合に、特に沿岸の場合には水難救済会にも連絡を取ってより迅速な対応ができる方に対応していく、あるいは連携を取って対応するということがございします。成果を上げているというふうに思っております。

BANは、これは陸上で言うJAFと同じでございまして、会員制のシステムを取って、主として機関故障とか燃料切れのような、命を助けるというよりは軽微な、立ち往生してしまったという

ような事態について、それを船を曳航して帰ってくるというところに行っております。私ももちろん事態によつては一八番を受けたときにBANの会員であればBANの方に連絡を取って連携をすることもございます。

そのようなことで、分担を合せて救助活動を行っているというふうに私もとしては考えておりますが、それらの体制、あるいは会員の増加などにつきましては、更に充実、体制の整備をしていく必要があるというふうには考えております。

○高橋千秋君　もう時間がほとんどなくなつてまいりました。この水難協会の募金があるんですね。今、後ろの副大臣は付けていたでしてありますが、大臣は付けておられません。このブルーの羽根、青い羽根ですね。私も今日は付けてまいりましたが、これが水難協会の方に募金で行つて、救済のために役立っているところ、私の部屋にこれも何本か置いてあつたんですが、だれも知らないですね、これ。何の羽根ですかつて会う人会う人に言われるんですよ。

今日は関係者の皆さん付けておりますが、緑の羽根とか赤い羽根というのは大分普及をしていっているんですが、この青い羽根はほとんど知りません。町でもほとんど見たことがない。これは是非もっとPRして、そういうことに役立つということ、是非もっと普及をさせていただけるようにお願いをしたいと思つていますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(縄野克彦)　御指摘のように、水難救済会の事業推進のための財源として、昭和二十五年からこの青い羽根募金をやつておりまして、歴史は長いんですが、御指摘のように、なかなか知られていない。募金の収入額も七千万円ぐらいでございます。赤い羽根や緑の羽根に比べるとけた違いでございます。

私もとしましては、海の安全、そして海の活動が国民生活を支えているんだと、海そのものをもっと知ってもらいたいという意味で、そういう意味でも青い羽根について周知活動をしておりま

して、七月、八月を強調月間といたしまして、特に去年からは、海の関係者はよく存じていただいておりますが、海が国民生活全体を支えているんだという意味で、直接海の関係でない陸の企業でありますとか、もっと広く知ってもらうために、できるだけ目立つ人に青い羽根を付けてもらうように、例えば去年は宅配便のドライバーでありますとかあるいはエアラインの客室乗務員でありますとか、テレビのアナウンサーでありますとか、そういう方に付けることをお願いしまして周知活動に努めておりましたけれども、今年も頑張つてまいりたいというふうに思つております。

○高橋千秋君　最後に大臣にお伺いをしたいんですが、最初も出ておりましたけれども、安全と普及という両方、両方だということお話なんです、なかなかこれ、いろいろ見ていると相入れない部分もかなりあるんですね。その意味でも、平成十三年にプレジャーボート利用改善に向けた総合施策に関する懇談会というところが報告書をまとめたています。これで利用適正化ということと利用の促進ということと両方をまとめていくわけなんですけれども、今後の大臣の意気込みと、それからどういう部分を特に力を入れていきたいのかということ、それと、また大臣は広告塔にもなるわけですから、是非羽根も付けていただきたいということをお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(扇千景)　まず、今の青い羽根の問題ですけれども、大変私もなぜという理由を言わねえと困るんですけども、公職選挙法で、全国区でございます。一切募金をするなと、これも違反になるということで、自分ができないのに人にだけしろというの、私も本当に矛盾を感じまして、これは変えていただきますと、私もたとえ幾らかでもできると人にもしろと言えんですけど、自分がしなきゃいけないって言われて人にお金を出せと言ふのはすごくいつも矛盾に感じまして、この公職選挙法を何とか、全国区が、赤い羽根買つたり青い羽根の募金をしてこれで票をもら

おうなんて思うわけなんです。私は大変情けない思いをしております。是非これを、私もさやかでも募金ができるように変えていただくと堂々と人にもしていただきたいと言えまして、高橋議員にもそういうことも是非運動していただければ私も有り難いと思つて、自分ができないのに人にだけしろなんて偉そうなこと言えませんが、ちょっと御理解いただいて、今後も御検討いただければ有り難いと思つて、今後また、今の最後の御質問でございますけれども、プレジャーボートの利用にしましては、私は、先ほども申しましたように、何よりも安全の確保、それから利用促進のためのあらゆる施策の推進、このバランスを取っていくというふうに思つております。

また、今、先生御指摘になりましたけれども、平成十三年の十二月に取りまとめられましたプレジャーボートの利用改善に關した総合施策に関する懇談会、この報告書、今御指摘のとおりでございます。この中では、御存じのとおり、プレジャーボートの利用にしまして、利用の適正化、それと利用促進の取組を車の両輪として推進すべきであるということを示されておりますので、私が冒頭に申ししたのは、それを受けて両方を相まってやっていきたいと。

また、今回御提案しておりますけれども、この船舶職員法の一部を改正する法律案におきまして、このような基本的な方針に従つて、危険な操縦の禁止、あるいは安全対策の充実を図るとともに、資格の区分の見直しなど、あらゆる利用者のニーズにこたえた利用しやすい免許制度の導入を図りたいという考え方でございまして、プレジャーボートに關しましては、このほかにも係留保管の施設の整備とか乗船者サイクルの対策、関係団体を通じて海難救助教育、そういう意味でもあらゆる面で、今御指摘がございましたことに關しまして、今後、安全の確保と利用促進のバランスを取りながら図っていきたく思つておりますので、是非御協力と、また御進言をよろしくお

願い申し上げます。

○高橋千秋君　終わります。

○弘友和夫君　公明党の弘友和夫でございます。

まず、報道によりましたら、平成十二年の七月九日に明石海峡大橋付近の海上でプレジャーボートから六歳の男の子が海に転落したと、それを助けようとした、相次いで飛び込んだ両親共々に三人が行方不明になったと、残された八歳の女の子が一人で三歳の弟さんを乗せて長さ約八メートルのボートを操船して明石漁港にたどり着いたという、誠に胸の痛むような痛ましい事故があつたわけでございますが、こういう痛ましい事故の再発防止という観点、そしてまた安全の確保というふうなそういう観点で質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど来出ておりますけれども、安全というのと、先ほど大臣は安全を確保しながら多くの人に楽しんでもらおうという御答弁があつたわけですが、この海上保安庁の平成十三年における船舶の海難と人身事故の救助の現状という、これを見てもみたら、プレジャーボートの事故というのは非常に増えているんですね。平成十一年度は八百十六隻、十二年度は千三百七隻、平成十三年度では漁船を抜いて第一位になっている、千五百七隻というふうになっております。

一方、そういうふうな事故は増え続けているところ、今この改正でございますけれども、小型船舶操縦士の試験については安全に配慮したできる限り簡素なものとする、こういうことなんです。事故は増え続けているというの、その安全に配慮したできるだけ簡素なものというの、ちょっとよく、非常に難しいな。事故は増え続けているんで安全に配慮したということ、あれば、そういう免許にしても取締りにしても、いろいろなのはやはり厳しくするというのが大体今までのやり方なんですけれども、安全に配慮して免許を取りやすく簡素なものにするという、ここの辺の考え方についてお伺いしたいと思つて

○政府参考人(安富正文君) 今回の法改正で、安全に配慮しながらいわゆる資格制度の簡素合理化を図るといふ趣旨でございますが、我々としては、従来の資格区分が五区分あったということでございますけれども、実際にこの資格区分一級から五級のうち使われているのは一級・四級というものが主であるとか、そういう形で非常に実態と合わないようになってきているという面がございます。そういう意味で、この資格区分を三区分にして実態に合わせようというのが一つでございます。

それからもう一つ、試験内容でございますが、試験内容についても、実際に現在のいろんな技術水準が向上してきているということもございまして、機関、いわゆるエンジン等に対して余り細かいことを知っていただくことも、基本的なことさえ知っていればよいということがございます。そういう意味で、その機関理論に関する知識等も簡素化をしていきたい。

さらに、天体観測による船位確認なんかも、いわゆるGPS等が発達してきますと、それに頼ることでも十分対応が可能だということもございまして、そういう点は簡素化をしていきたい。

ただ、一方で事故が非常に増えているということもございまして、交通ルールであるとか、今回遵守事項として定めます事項を守る必要性であるとか、あるいは事故防止措置といったような安全についての実践的な事項については、この試験内容で詳しく重点化をしていきたいということでございます。

それから、水上オートバイにつきましても、従来四級・五級の中で処理しておりましたけれども、この水上オートバイが非常に増えて、いわゆる水上オートバイによる海難事故が増えているという状況がございますから、水上オートバイについての実験の実技試験であるとか、その特性に応じた知識、能力ということを知得できるようにするというところで安全性の向上が図られると考えております。

それから、そういう簡素化した部分と同様に、

今回、先ほどから出ていますように、シーマンシップとかマナーという点で明確にしていなかった点、危険操縦であるとか酒酔い操縦といったものについての禁止措置を最低限入れて安全対策を講じたいということで考えているわけでございます。

○弘友和夫君 今までの、例えば陸上の車の試験、今の御答弁でしたら、要するに、車の部分もあつたんですけれども、構造というのが昔あつたけれども、余りその内容いろいろ詳しくなくなつて車運転できるじゃないかということで、実技を重視していくという考えであれば、安全に配慮しながら簡素化するというのはまあ分かるような気がします。

先ほど来出ております、こういうことを守らなければいけませんよという遵守事項を明確化したんだというお話ですけれども、これも先ほど来出ております、余り厳しく細かく規定をするよりも、シーマンシップでもって今までやってきているわけですから、それがいいんじゃないかという御意見もある。ヨットの上でビール飲んだらおいしいというようなお話もありましたけれども、そういう部分と、だけれどもやはり事故が増えているので、やはり厳しくしないといけない部分があるという。そのシーマンシップと、それからこういう遵守事項を明確化して取り締まっていこうという部分との関連性はどうなのかというのが一つ。

それからもう一つは、先ほどこれも出ております、少ない人員の中で本当に果たして実効性が上がるのかどうかという問題でございますね。

それともう一つは、遵守事項の違反者に対する再教育。これが私は、じゃ違反者はどうするんだというふうに聞いてみましたら、再教育講習を受講することができると。めつたに捕まらない人が捕まつて、捕まつてと言つたあれですけれども、捕まつて、それが即免許取消しじゃなくて、再講習を受ければその処分は軽減する、処分がなくなるといふことなんですけれども、じゃ再講習はど

ういう講習なのか、ビデオ見て終わりなのかとかいうようなことがあるんですけれども、その三つについて、再教育の方法についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(安富正文君) まず、海難事故との関係で、シーマンシップに本来はゆだねるべき部分があるわけですが、我々としても、できればブレイザーボートの振興という点では、マナー、シーマンシップということで自己が管理するというところに任したいという点はございますが、先ほどから出ておりますように、海難事故が非常に増えてきておるといふこともございまして、一方では二百七十万人と非常に免許受有者が増えていると。

これは、従来の本来に海のことをよく知っている人というだけではなくて、いろんな階層の方々、若い人も含めまして様々な利用者が参加してきているということでございますので、本来ですとマナーとかシーマンシップとして取り扱うべきものを、何とか、それは言いながらもこういう状況にあるということ、安全対策を講じなきゃいけないということ、法律の中では必要最小限のものにしよう。特に今回、危険操縦であるとか酒酔い操縦の禁止といったもの、あるいは子供とか水上オートバイについては救命胴着を義務付けるといったような形で、必要最小限のものをこの法律上にある程度明確化するというところで、本来マナーとかシーマンシップに対応するべき問題と、その一方で事故が増えている問題とのバランスを取つたということが一つでございます。

それからもう一つ、担保措置でございますが、具体的には、当然免許取得時、さらには五年ごとの更新時に教育指導の徹底ということで安全意識の向上を図っていききたいと思つて、さらに今回、再教育講習というものの受講を義務付けることによって担保を図りたい。本来、罰則とかいうことも考えられなくはないんですが、やはり一罰百戒という罰則ではなくて、再発防止の観点から海の基本的なルールを改めて教育する、それで

必要なマナーとかシーマンシップを身に付けていただくという教育的な措置の方が効果的ではないかということで、今回の再教育講習というものを違反者に対して行うことにしたわけでございます。

具体的には、先ほどありましたように、ビデオとかいろんな教本とか、いろんな手段を使って実施したいと思つておりますが、海難が及ぼすいろんな問題であるとか、遵守事項を含めました海上関係法規、あるいは海のマナーの再徹底といったような中身についていろんな手段を講じながら、この再教育講習というものを充実していきたいというふうに考えております。

○弘友和夫君 罰則ではなくて、再教育の方が効果的だというお話がございました。免許を取るのに非常に難しいければ、そしてそれをクリアしてあつた上で何かまたまそういう違反をした、それに対して再教育するというならまだ分かるんですよ。

私は、免許を取るのも非常に、先ほど簡素化ということがありましたけれども、昔は、これいづごろのことかあれですけれども、小型船舶操縦士の免許というのは、設立当初は、受験資格は一年の乗船履歴が必要とされた、こういうことなんです。その後、乗船履歴は三か月に短縮された。現在は、要するに全く船に乗つた経験のない人でも試験を受けられるんだ、ボート教室等に通つて試験を受けられる、こうなっているわけです。

昔は一年の乗船履歴が必要だと、こう言われていた。それが三か月になり、だんだん今はもう乗つたことないでもいいですよ。乗つたことないでもいいですよというので、結構難しい試験であれば分かるんですけれども、じゃ、先ほど藤井理事が何歳から受けられるのかというようなことが、それが一つですけれども、受験資格何歳から。

それと、私は、これの制度検討委員会、海の会というところが意見をを出している。船の操縦に必要な知識、技能は非常に幅広いので、現行の免許取得しても操縦はできない。向かい波、横波、

追い波に対してどのように操船するか、風向きによる離着岸の操船方法など、実際に必要な技能は一つ身に付かないというようなことも書かれて、先ほど高橋議員の御質問もございましたけれども、経験が大事だと。

まず、この受験をした人の合格率、受けた人がどれぐらい、何%ぐらい通ったのか。その受験をするまでにどういう、例えば、車であれば何十時間の講習をそれぞれの段階で受けて、それをクリアした人が受けられますよと、こうなっておりますけれども、そういうものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(安富正文君) まず免許の受験資格ですが、十八歳以上でございます。

それから、いわゆる受験につきましては、従来は乗船履歴というものを要求していたというのは事実でございますが、これだけいろいろな形で実際にいろいろな利用者が増えてきているということで、この乗船履歴を要求していた時代には、実際、一般の方がこの小型船舶操縦士の免許を取ることは非常に難しゅうございました。そういうことから、次第にこれをなくしていきましたけれども、実際に小型船舶操縦士、今回、現在の操縦士資格を取るためには、それぞれの、モーターボート、今回は水上オートバイについて専用免許ということでありますので、実技試験、実際に乗船していただいてその実技試験を実施する必要があります。

具体的には、各級において若干違います。実技、例えば四級ですと一日程度実際の実技をする、あるいは一級ですと実技に三日ぐらい掛かるというたような形で、それぞれの級に応じて対応は違いますが、学科も入れますと、従来ですと、一級につきましては約九日間ぐらいの、学科、実技も含めました、ボートスクールの実技も含めました国家試験も含めた日にちが掛かると思えます。それから四級ですと、ボートスクール、国家試験を含まして大体四日ぐらいの実験の日時が掛かるというたような形で、もちろん試験のとき

には実際に実技をやるわけですが、その後、実際に免許を取得した後、実際の乗船、体験というのがなかなかない場合には、いわゆるペーパードライバミみたいな形になるわけですが、これに對しましては、具体的に先ほど申しました公開セミナーといったようないろいろなボートスクールのプログラムがございますので、そういうものを活用して、実際の体験をやっていくということも必要ではないかというふうに考えております。

○弘友和夫君 合格率は。

○政府参考人(安富正文君) 済みません。

合格率ですが、受験者の約七割が合格でございます。

○弘友和夫君 思ったよりも落ちていくからいいのかなという気もするんですけどもね。

それと、時間も余りありませんので、海上保安庁にお聞きしたいんですが、救命胴着の着用について現在では二九%ぐらいの着用率しかない、こういうことで、この着用率の向上をどう図っていくかということ。

それからもう一つは、水上スキーなんかは余りごつい救命道具というのはなかなか着けたがらない、やはり体が思うように動かないというたようなこともあつてなかなか着けたがらないというた部分があるみたいで、今開発されている小型船舶用浮力補助具の開発というのは今回規則を変えてやろうと、こうしているみたいですが、それについて、簡単に結構ですから。

○政府参考人(安富正文君) 救命胴着の義務付けを今回、子供、水上オートバイについてやることになったわけですが、やはりこれ救命胴着が非常に着けにくいというたような、着用率が非常に悪いということでは問題でございますので、着用率の向上に向けた取組ということで、着用キャンペーン等様々な機会と場所をとらえてやって、啓蒙、啓発をやっております。

ただ、やはり着やすさというたものが必要でございますので、先ほど先生からもお話がございました、着心地が良くて浮力もちゃんどあるというた浮

力補助具を新たに設けようということで、本年十月の施行を現在目指して、基準を改正しようというたことで見直し作業を進めておるところでございます。

この浮力補助具については、従来、浮力が相当大きくなきや救命道具として認められなかったわけですが、この浮力補助具については、平穏な水域で着用する場合には、浮力が多少軽いわけですが、非常に普通の救命胴着と比べていわずに、着心地がいいということ、この開発を現在進めておまして、さらに今後、この浮力補助具の更にいよいよ着やすさということも含めていろいろ鋭意開発を進めていきたいというたふうに考えております。

○弘友和夫君 海上保安庁、平成十三年、初めて行政評価制度というのが導入されました。我々、行政評価制度のときに、アメリカの沿岸警備隊、これ事故であつてもそういう数値で出せるじゃないかということ、是非、沿岸警備隊はやはり数値目標を出してこうして行政評価をやっているんだという話もしたことがあるんですけども、十三年度からやられているということ、非常にこれはいいことだと思ふんですけども、その達成状況で、それから、例えばレジャーボートは平成十七年度までに四十人以下に減らすと、こういうふうな目標を出されておられますけれども、どういうあれで四十人になっているのか、この両方についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(堀野克彦君) 平成十七年までにプレジャーボートの死亡・行方不明者数を四十人以下に減少させたいということ、これを私どもとして目標に掲げました。その内容でございます、手段でございますけれども、二つございまして、一つは、できるだけ早く海上保安庁に連絡をしていただくということでございます。できれば発生から二時間以内には私どもに連絡をしてもらいたいということでございます。

それからもう一つは、今お話に出ております救命胴衣の着用率の向上でございます。今、現状で

は三〇%未満ということで、私も少なくともこれを五〇%には引き上げたい、そういうことを内容として四十人までに持っていきたいと思つておりますけれども、十三年の実績でございますが、残念ながら五十四人でございます。十二年に比べれば五人減少いたしましたけれども、四十人に対しては十四人まだまだ多いという状況でございます。今申し上げました救命胴衣着用率、それから一八番への連絡、そういうものを更に徹底することによりましてこの達成を図りたいというたふうに考えております。

○弘友和夫君 最後に、今回のこうした改正を踏まえて大臣に、そうしたプレジャーボートの安全確保等についてどうお考えか、お伺いして終わりたいと思います。

○国務大臣(扇千景君) 今回のこの法改正に關しましては、試験の内容につきましては安全にかかわる事項の質的向上を図る、そういうことが先ほども局長から答弁したとおりでございます。で、いわゆる水上オートバイについては専用免許化、これを専用免許にするということ、それから知識と能力を重点的に習得できるように、そういう制度の簡素化と合理化という、先ほども矛盾があるじゃないかとおっしゃいましたけれども、それをいかに矛盾なく両輪にしていこうかと、これが課題であらうと思つておりますので、危険操縦、先ほども申しました酒酔い運転あるいは救命胴衣の着用等々、あらゆる面で最低限遵守すべきもの、それを遵守していただく。

単純なことですけれども、そういうものが私は、海を愛する皆さん方、海を楽しむ皆さん方の、最低限のものを守っていただきたい、そう思っております。今後は海上保安庁におきましても、今申しましたとおり、海難防止講習等のいわゆる海難防止活動による安全意識の高揚とか、あるいは海上保安指導員によります活動への協力あるいは連携の安全対策を今後、今も長官が申しましたように、安全に指導していきたい、またそれに活動に協力していきたいというたふうに思っております。

ます。

この航行の安全というのは本来に、先ほどから御論議いただきましたように、プレジャーボートの振興を図る上にはどうしても基本となるものでございますので、是非、安全対策を講じることによって、だれでも安心して水上レジャーを楽しんでいただけるような環境を図っていくことに万全を期していきたく思っています。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。

私は、法案審査の前に一点、先日、兵庫県の明石市の大蔵海岸での死亡事故について緊急に質問を一点させていただきます。

まだ五歳というかわいいう女の子を失った御両親の無念さをお察しし、本当に胸が痛みます。私は、この事件が昨年の十二月三十日に発生し、その翌日の大みそかに現場を見てまいりましたが、この事故は私は起こるべくして起こった事故だと思っています。

なぜなら、陥没はこの事故があった十二月に初めて起こったわけではありません。なぜなら、明石市の説明では、既に三年前に、一九九九年一月です、五回も近くの場所で陥没を確認していたのです。護岸工事の際にコンクリート製のケーソンのつなぎ目を使ったゴム製の防砂板が破損して、そこから塩水が入って砂が海に流れ出して崩れていったというので、調査をした結果、それを補修するために土のうを積み上げていたことも明らかになりました。しかし、その地域の点検等十分な対策を取らなかったわけで、人災ともいえるべきものだと思います。三十年はもつというこのゴム製の防砂板が数年程度しかもたなかった。こういう欠陥工事とその後の対策を十分取らなかったことがこのような不幸な結果を招いたと思います。

明石市の施工責任はもちろんのことですが、管理者である国の責任は免れないと思います。今月二十七日の記者会見で、国土交通省の姫路工務事務所長も管理者の国にも責任の一端があると認めています。国土交通大臣はその責任をどう受け止

めていますか、そして今後の対策を求めたいと思います。

○国務大臣(舩千景君) 昨年の、今、大沢議員がおっしゃいましたように、一番最初、私、第一報を受けたのが昨年の十二月三十日でございます。私も、冒頭に話してございましたように、私、兵庫県神戸市南の区から、私が想像し得る場所であったものですから大変ショックを受けましたし、また、この公園を造りますときに、地元の皆さんにいかにも喜んでいただけるかというところの工事だったものから、十二月三十日に、私は、十三年ですけれども、金月美帆ちゃん、当時四歳でございました。まして私、お父様の目の前でということをお願いしたものですから、これも大変ショックを受けました。ずっと御看病に当たられ、しかも仕事を中止してまでお父さんが看病に付いてくださった。私は兵庫の方だと思っていんです。東京の方で、お父様は東京の仕事を休んでまで看病に当たってくださいまして、心から私もお見舞いを申し上げたいと思つて氣は遣つておりましたし、また担当者も度々お父様、御家族の御希望等を伺いながら、残念ながら二十六日の午後七時三分に、当時四歳が五歳のお誕生日を寝たまま迎えられて亡くなられたと。

本当に取り返しの付かない大変なことだと思つて、私も、一昨日でしたか、国会で冒頭に、共産党さんの緒方先生の御質問の前に哀悼の意を表させていただいたわけですが、幾ら哀悼の意を表しても表し切れない。御両親、また御親族の御心中、察するに余りあるということで、本来はお通夜、お葬式に私、出たいと日程調整をいたしました。私は東京だと思つてたんですけれども、神戸で行われたということで、国会でどうしても御許可ができませんで、行けませんでした。けれども、本当に、今、大沢議員が言っていたように、心から哀悼の意を表したいと思つています。

他方、それだけではなくて、我々は、国として管理する公の営造物であるこの海岸の保全施設、

その安全性が結果として十分でなかったということとは今になってはつきりと分かつてきたわけでございます。

その当時、私も、これはいけないということで、全国に調べると、同じようなものがないかということで、あの当時すぐに調べてもらいました。再発防止、また同じようなところがあった、皆さんに何かあつてはいけないということで、その当時全国に指令を出して調べてもらいましたときに、全国で五千九十六地区を対象にすぐ調査に入つてもらいました。これは平成十四年の一月四日でございます。これだけの、全国の五千九十六地区、人工海浜がある、そのうち人工海浜が二百四十七地区、そしてその二百四十七地区のうちの四地区で陥没とかくぼみを確認して、立入禁止、そして安全対策を図るということを行いました。

もっと早くできていればということは、今、大沢議員が仰せになったとおりでございますけれども、私は、少なくとも我々、大蔵海岸を本当に利用していただきたいということでしたものからこういう事故が起こったということに対しては、先ほど申しましたように、十分でなかったということとは認識をし、また、管理をしている国の責任は、これは当然あると私は考えております。

御家族に対して心からお悔やみを申し上げますとともに、でき得る限りの誠心誠意、対応をさせていただきます。

○大沢辰美君 本当に安全であるべき海浜公園で起こった事故ですけれども、私は、この事故の原因の究明と再び不幸な事故が起こらないようにすることはもう当然の防止策でございますけれども、今、全国的な調査をされたということですが、やはりその場所でも私は設計のチェックから、そして同一のゴム製の防砂板が使われているかどうかも含めて厳格な、万全な対策を講じていただきたいということを再度要請をしておきたいと思つています。

次に、いわゆるこの法案でございますけれども、今回の船舶職員法改正案について、これは事故の

防止、安全性の向上の観点から船舶職員と小型船舶操縦者免許等の法体系を整備するという意味です。しかし、先ほどからの御質問もございましたように、プレジャーボートの海難事故が過去十年間で二・二倍になっております。昨年に至つては千五百七十七だそうですか、今、全国で四十五、六万隻があるようでございますけれども、その中でそういう事故が発生していると。

この法改正によつてやはり急速に海難事故が減少したり、私は安全向上がするとは考えられないのです。そもそもこれまでの海の安全は、先ほど話がありました、海のマナーやシーマンシップと呼ばれるモラルなどによつて確保されてきました。近年、これに習熟していない利用者が大幅に増加しております。そのために事故につながっているケースが多いと聞いていますが、この急増する事故に対してどのように対応するのか。総合的な防止対策と事故が起こった場合の緊急の措置について、これは国土交通省の答弁もいただきましたが、海上保安庁としても緊急措置を講じていると思つていますが、併せてお尋ねいたします。

○政府参考人(安置正文君) まず、海難の増加に対する対応でございますが、今回のこの法律案におきましては、先ほどから申し上げるように、プレジャーボートの海難の増加に対して、特に資格制度におきまして安全に關します実践的な事項について重点化を図っていく。特に、例えば最近特に水上オートバイの事故が増えてきておりますので、こういう水上オートバイの操縦特性とか運動性能に重点を置いて専用免許化をしようということ、今回、水上オートバイのための操縦の実践的な知識、能力を専用免許化によつて習得しようということを考えております。

それから、今回、法律の中でも、先ほどから出ていますが、酒酔い操縦とか危険操縦とか、そういうようなものについても最低限の教育的措置が必要だということで、この再教育講習の受講も含めてこの法案の中で安全対策を進めていきたいと

いうふうを考えております。

ただ、こういう法案の中で安全対策のほかに、やはり海上保安庁の対策も含めまして、いろんな具体的な対応が今後必要になってきます。例えば、船舶が特にふくそうする水域などの必要な場所においては速度制限等の航行ルールをプレジャーボートについても考えていく必要があるとか、あるいはプレジャーボート利用者の安全意識の強化とか、海難事故の調査、分析を実施する等とあるとか、さらにはライフジャケットの着用推進といったような関係者への啓蒙活動を重視していくとか、いろんな対策をこれから総合的に我々としても講じていきたいというふうに考えております。

○政府参考人(縄野克彦君) 海上保安庁としましても、プレジャーボートの海難、実際に起きた場合の私どもの、あるいは水難救済会等の体制の充実、これは先ほど申し上げたとおりでございます。また、装備あるいは体制について充実してまいりたいというふうに思います。

ただ、プレジャーボートについてやっぱり大きな対策の柱は、個人が、当事者自身が救命策、もちろん、事故防止策はもちろんでございますが、実際に事故が起きたときに大事に至らない策を自ら講じていたということが大きな柱であると思ひまして、救命胴衣、これはいろんな場で、大人の講習会もそうでございますが、子供を集めての胴衣着用のキャンペーンとか、あるいは子供や家族から父親に向けて必ず海の上では救命胴衣付けてちょうだいというようなことを言わせるとか、いろんな工夫をして救命胴衣の着用率を、作業性のことでやっぱりどうしても付けられない人が多いものですから、これを高めてまいりたいというふうに思ひます。

それから、携帯電話を防水の袋に入れて持っていたきたい、一八番を活用していただきたい、こういうことについてキャンペーンをしているところは先ほど申し上げたとおりでございます。それから、私どもの手の届かないところでの、

水難救済会あるいは小型船舶安全協会、その他の安全指導員、そういうボランティア活動による安全対策、あるいはその指導についても私どもとしても協力を更に求めていきたいというふうに考えております。

○大沢辰美君 粘り強く広報活動、啓蒙活動、そして教育、それを行っていくことがもちろん行政としては求められていくわけですが、私も、私は特にメーカーとして販売会社に対しても売却するときに所有者に厳守事項を強力に指導すること、も求めていた方がいいと思うんですね。これは、今大体毎年一万件近く販売、売却されていると聞いておりますので、非常に効果が発せられるのではないかと思います。だから、大きな死亡事故を減らすための今言われた救命胴衣の着用や緊急連絡の方法といった、携帯電話の帯用など基本的なことは、私は本当にあらゆる機会を通じて徹底をしていただきたいということをこれはもう要請をしておきたいと思ひます。

今日、私、海の問題についてもう一点お聞きしたいんですけれども、これはこの三月三十一日に日本海で起きたバリス船籍の貨物船の重油の流出事故なんですけれども、今回、この事故の経過、そして被害状況も行って把握しているんですが、この回収費用について、被害補償について大変困難を来しているということを聞きました。

〔委員長退席、理事藤井俊男君着席〕

この事故については原因者がはっきりしているために、いわゆる海洋で発生したこういう油の回収に対して制度があります。それは漁業の油濁救済基金というのがあるんですけれども、原因者がはっきりしているためにこの制度は使えないというのを私も制度で知りました。それでは、こういう立場に立った自治体、漁協、関係者の人はどうするのか、これが問題に今なっています。

兵庫県、京都府の皆さんがこれに対して頑張ってくださったわけですが、今兵庫県から国に対して要望書が出ていると思ひます。その要望書にはこういうふうな要望されています。国にお

いて防除経費を負担する制度の創設をしてほしいと。本件のような船舶衝突事故に伴う油の流出は今後も予想される一方で、油の除去等の経費が確実に補償される制度が確立されていません。県、市、町及び漁協の関係団体等が防除作業を実施する上で不安定な状況にあることから、船舶の所有者等に防除経費等を負担させることが困難な場合は国の負担において措置を講じ、国が一括して原因者に被害補償を求められるよう、そういう制度を作ってほしいという要望なんです。この点について、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(縄野克彦君) この事故につきまして、今、先生のお話のように、油の事故について、基本的な考え方、一般的な原則として原因者が負担をすべきであるということでございます。この件について、今お話しましたように、兵庫県の方から要望書も出ておりまして、先日、知事も私のところへお見えになりました。率直に意見交換をいたしました。兵庫県側の要望の中身について私は十分承知してございますけれども、基本はやはり船、原因者であるその船主が負担をすべきものであるということでございます。

ただ、タンカーの事故につきましては、御承知のように、非常に被害が大きくなるということで、神益者である石油会社等の負担によって特別な補償の国際的な仕組みができておるわけでございます。そういう経緯を申し上げますと、タンカー、ということはそのタンカー以外の事故についてはそういう仕組みは合意としてできておりませんで、基本的には原因者に追求をしていくということでございます。

それで、自治体、あるいは私どももそうでございますが、それぞれの防除作業に要した経費につきましてはまず原因者に対してこれを求めていくということでございます。今回の事故は、御承知のように、鳥取県の漁船、それから実質的に、中国の船主が実質的な船主であろうというバリス船籍の貨物船でございます。これらに対して、防除経費を必要に応じて、中国でありましたら外交

ルート等を通じて求めていくということで私どもとしては取り組んでおります。

漁業者が負担をした経費について、最終的に取れなければ国で負担をすべきではないかという御指摘もございまして。私どもとしては、基本的に、船、原因者が特定しているものについて基本的には原因者に追求すべきであるということに基づいて今取り組んでおるところでございます。

○大沢辰美君 私は、これでしたら本当に、五年前のナホトカの事故もございまして、やはり協力した漁業者の皆さんたちは本当に泣き寝入りをしてはいけません、自分たちの漁業を守るために頑張つて、漁場を守るために頑張つてきていますし、当然そのことをやらなければいけないと考えている皆さんに、私は現行制度の改善も含めて、やはり被害補償ができる何らかの手だてをしていく対策が必要であるということ再度提案をさせていただきます。私、このナホトカの重油事件、事故以来、日本海側には大型の油の回収船の配置を求めて皆さん努力していただいたと思ひます。これについては、二十四時間から大体四十八時間以内には日本のほとんどの海峡をカバーできるようにしたように伺っています。この点については大変評価ができておると思ひます。

そこで、もう一点、回収船について新たな質問をしたいと思ひますけれども、日常的に海上交通を確保して、海の環境を守るために海面の浮遊物や油などを回収する大事な仕事をしている地方整備局、そして、そこで清掃船や油回収船などに環境整備の問題でやってくださっている船があります。産業リサイクル法ができた後に海にテレビや冷蔵庫などの不法投棄が大変増えているんですね。そして、そのためにますますこの仕事が増えて、非常に重大な仕事となっております。

○理事(藤井俊男君) 大沢先生、時間ですのでまとめてください。

○大沢辰美君 はい、分かりました。それで、そういう船が、現在二十年前後の経過

○政府参考人(川島毅著) フレジャーホーテの留施設でございいますが、これにつきましては、平成八年度に港湾区域と河川区域、それから漁港区域、これを対象としまして当時の運輸省、建設省と水産庁が共同で調査を実施しております。フレジャーボート全国実態調査というものでございしますが、これによりまして、公共と民間のマリーナナこういうものの小型船係留施設、これは全国で五六百六十七か所でございます。その収容能力は約二

万四千隻となっております。

○大江康弘君　そうしたら、この事前にいたいた中で、過去五年に、平成九年から大体ポートパークということの中の整備をずっとされてこれたわけですね。それで、五年間で大体約五十四億円支出をしておられるということ、こういう果たして金額で十分の受皿ということ、こういう果たしては河川も両方ありますけれども、特に私どもの場合は河川、大きな紀ノ川を見られますと、濁流が来て、不法に留めておいて、それが流れていつて二次災害、三次災害を起こすというか、そういうことまで考えたときに、やっぱり今のこういう金額ではなかなか対応できないのじゃないかと。そういうことを国交省として置き去りにして、少しずつやっていきますよということですから、なかなかやっぱ地域によって、各自治体も今の財政状況の中で何を第一義に、第二義にやっていくかということになれば、先ほども言いましたように、やっぱりまだ市民権をようやく得つつあるという、そういう海上のプレジャーボートあるいは水上バイクという中で、どこまで各地方自治体がその現状を受けてそれじゃ対策をしてくれるのかといったら、僕は非常にやっぱ疑問がある。そんなことだったらもっとほかのことをやれよということに相なっていくと思うわけでありますけれども。

そこらのところの、これ今後、局長、もう一度ひとつ方向というか、どうされていくのか、対応というか、ちょっと一回お考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(川島毅君)　プレジャーボートの受皿整備に關しての予算でございますが、公共マリナーの整備につきましては、平成八年度から十四年度までの合計で、事業費ベースで二百六十六億円でございます。一方、特に放置艇対策のために実施しております簡易な係留施設の整備事業でございますポートパーク事業、これにつきましては事業費で百九億円でございます。合計いたしまして事業費で三百七十五億円と、八年度から十

四年度までの予算の合計でございます。これで整備を進めておりますが、不足をしているのは御指摘のように事実でございます。

これにつきまして、私どもとしましては、こういう公共マリナーあるいはポートパーク整備事業以外に、民間事業者によるマリナー等の整備を推進する必要があるというふうに考えてございまして、そのための財政投融资の制度あるいはPFIの制度、こういう支援スキームの充実を図ってきおるところでございます。こういうふうにより官民併せて保管能力の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○大江康弘君　大変それは結構なことなんです、有り難いことだと思っておりますけれども、やはり今の財政状況から考えたときに、それじゃPFIでどれだけ民間が参加してくれるか。和歌山にはマリナーシティの中に立派な施設があるわけですが、なかなか限られてきて、先ほど高橋先生の方から若干全般的にそういう利用者も全国的に少なくなってきたのかというお話もありましたが、そのことも併せた状況の中でも、やはり一般化していく、大衆化していくということになれば、なかなか留める部分が、係留する場所がやっぱり私にそんなに高望みはできないというか、そういうふうな思いをわけなんですけれども、私は、この機会になぜここまで突っ込んだ、間口を広げてくれた法案が、もっと民主主義の原点というか、その部分に突っ込んだ事後策が取れなかったのかなと。抽象的な話の言い方をしましたが、やっぱり私は、二百七十万人ある、毎年九万人ずつ増えていくということになれば、単純計算、三年、四年後にはもう三百万人にこれなっていくわけでありまして、そういう今の係留施設の現状から見れば、なかなか全部が満足し得るような部分ができないわけでありまして、そのときに、やっぱり民主主義というのは、私は、まずその社会に参加をする、まずその社会に自分加わるということになれば、やはりそれなりのコスト、それなりの受益者

負担が、私は当然これは出すべきものであるというふうに思っています。

そうならば、車でも我々、免許証を更新に行つたときに、実は警察の方で、あれ交通安全協会というの、これは半ば強制的に入れられるわけですね。何か入らなうらら後ろつけてきて捕まるんかなと思ふような感じもありますから。これ調べたら千七百円、何もなかった優良運転手は七百円、こういうことを更新手数料とは別途取って、それがいわゆる交通安全の施設として生きてくるという、こういう一つのドライバーとしてのコストを別個これ払っておるわけですね。これ車に乗ったって今いろんな税金が我々取られておるわけですから、

そういうことを考えたときに、まだまだマイナーな部分の海のことを考えたときに、私はやはりたて二千円でも二千円でも、これ五年に一回です。それで船検が三年に一回ということになりますから。やはり水上のモーターバイクでも二十万何がいかにするだろうと思ひます。プレジャーボートでもやっぱ百万前後、安いのはずいぶんうんですけれども。そういう意味ではまだまだ、先ほど言いましたように、マイナーな部分の中でこれだけの、水上バイクにすればこれ一つの環境の負荷低減といえますか、そういう環境問題にしても、あるいは非常に排ガスもあつた、先ほど高橋先生から言われた騒音の問題もある。だけど、やっぱり若い子が発散する場所というものもある程度これは大人が考えてやらにいかぬということになる。

そこで、どういうふうな、海上に親しむ人たちに、参加する、あるいは参加するコスト、あるいは受益者負担という部分の中でということ、それで僕は利用環境を整備していったら、お互いがやっぱそういう一つの高いモラルというか、海というものの対しての考え方もまた私はいい方向に行くんじゃないかなというふうに思っていますけれども、こういう考えというのはやっぱりちょっととつとつびなんですか。

○政府参考人(安富正文君)　今、先生の方から極めて貴重な御提案をいただいたわけでございますが、ある意味ではこういういわゆる受益者の負担という観点からそういう制度を作るといことは、小型船舶をめぐる係留施設の整備であるとか、いろんな課題がございまして。こういうことに対する方策に關する負担の在り方として一つの考え方であるとは考えております。

ただ、一方、具体的にこれを制度化ということでも考えますと、例えば免許保有者の中にも、車でもございまして、ペーパードライバーみたいな方もいる。あるいは、実際に水上オートバイを所有している方でも、先ほども話がありましたように、具体的にマリナー等を所有せずに施設を利用しないで自分のところに保管しているとか、そういう人もいます。さらには、そもそも免許保有者に負担させてもらうのか、あるいは船舶、小型船舶、プレジャーボートのオーナーに負担してもらふのかとかいったような問題、あるいは受益と負担との関係で、受益する者と負担する者の対応が本当にイーブンになつていくのかといったような問題もございまして、さらには環境問題あるいはリサイクルということも考えたときに、じゃ実際に、例えばメーカーの責任であるとか、それとユーザーとの責任の関係をどう整理するのかといったような問題というところで、様々な関係主体の間での役割分担の問題といった課題があるかと思ひます。

何よりもまずユーザーの理解が得られるということが必要になってくるわけでございます。そういうことを考えますと、制度的に一つの考え方であると思ひますが、なかなか容易ではないなというのが率直な感想でございます。

ただ、いずれにしましても、こういう制度も含めまして、プレジャーボートをめぐる様々な課題に対して、国とかあるいは自治体、あるいはマリナー、メーカー、ユーザーと、関係者がどういうふうにかんていくのか、総合的にどう連携していくのかということは、そういう視点は必要かなと、こう考えております。

○大江康弘君 当局答弁というのがありまして、我々地方のときには、議員御提言のことを十分踏まえてという答弁がよくあるんですが、これは簡単に言うたら、そんなことできるはずないよ、もうちょっと考えて質問せよという、本当の意味はそういう意味なんですね。それを、やっぱりマイクに立つたらそういう言い方をしてくれる。そういうことから考えますと、ちょっと今の局長からいただいた答弁は、もう全く難しいんかなあと。素直に答えていただけたわけですから。

しかし、先ほど言いました、大臣、車の免許証で今七千五百五十万人です。これが、更新手数料、別にいわゆる交通安全協会へ一人千七百円ということになれば、約一千二百八十億、これ入って計算になるんです。そういうことから考えましたら、これから先三百万人という時代を迎えることを考えたときに、一人千円取れば三百億、二千円取れば六百億、大変魅力のある予算というか、お金じゃないですかね、これ。

ですから、最後に、時間がありませんから大臣に政治家としてひとつお答えをいただきたいというか、考えをちょっといただきたいのは、やはりこういうことの部分で地域をよくしていく、あるいは意識を高めていくということをもう少し考えていただけたかというのを最後にお願いを申し上げまして、意見があればひとつ賜れば有り難いなど、こんなふうに思います。

○国務大臣(舩岡重正) 今、大江議員のお話とおり、プレジャーボート、これはもう先ほど申しました平成二年のときには約三十一万隻、そして現在、十二年度には四十四万隻ということで、これ十年間で一・五倍になっているわけですね。今、大江議員がおっしゃったように、係留が足りないという、その係留施設の整備、それをお金を取って整備すればいいではないかということですが、けれども、要するに国と地方自治体との関係の補助制度、それをどうするか。御存じだろうと思いますが、この係留の施設、整備方法ですけれども、公共マリーナに関

しましては港湾管理者は地方自治体でございます。これは国から補助率が十分の四でございます。ボートパークにしましては、これも港湾管理者は地方自治体でございます。補助対象は、これは補助率が三分の一というふうになっております。そのように、民間マリーナにしましては政策投資銀行からの低利融資と、こういうふうになり、それが国と地方とあるいは民間というふうに分かれておりますので、大変そういう意味では、じゃ、どこでどうして、それを取ったものはどう配分するかと、これもまた問題になりますので、大変難しい問題はあると思いますけれども、今申しましたように、十年間で一・五倍に増えているものの係留地もないということで、放置しちゃいけないということも、これもしょうがないことなので、そういう意味では今の御意見も参考にさせていただいて、私は、これが法的になるというのであれば、議員立法でも結構でございますし、そういう意味では、是非関係のある、お隣の高橋議員も大変経験があるということですから、皆さんで議員立法にしたいということも結構です。

に、近年増加傾向にありますし、国民にとっても大変身近なレジャーとなつてきております。それだけに、楽しむ人たちのマナーやルールについてはやはり厳格に守らなければならぬと思います。特に、海洋汚染、河川汚染、湖汚染につながるようなことになればマリネレジャーの健全な発展を望むことはできません。

今回の法改正によつて水上バイクの免許の台数が飛躍的に伸びていくものと思われまします。現在の水上バイクはアイドリング中や発進時は海中又は水中に排ガスが出るわけです。その後は空気中に排ガスを出す構造になっております。水質汚染という心配がございます。また、強化プラスチック製のプレジャーボートの廃棄処理問題がおります。国土交通省として、これらの問題についてどのように対応されようとしているのか、また今後どのように対応されようとするのか、お伺いいたします。

対しても取水口付近での走行禁止といったような走行ルールの導入を進めているところでございます。

この結果、メーカーサイドの話として見ますと、二〇〇一年のモデルから排ガス中の有機性化合物を低減したモデル、これは一九九〇年モデルの約四分の一に削減するというところで二〇〇一年モデルが出てきておりますし、また今後、二〇〇二年モデルでは約八分の一になるというふうなことで、そういう機種が発売されてきております。それから、淀川などの走行ルールもアイドリングの制限等という形で策定されてきておりますので、こういう形でのエンジンの開発あるいは走行ルールの普及というものを推進していきたいというふうに考えております。

それからもう一点、FRP船の廃船処理、リサイクル問題でございますが、御存じのように、FRP船につきましても、FRPが強靱でなかなか破壊できないとか非常に大きいとか、あるいは廃船の費用が高いといったようなことから、これが放置艇、いわゆる廃船といったような形での大きな問題になっております。

こういうことから、我が省としても平成十二年から、FRPを解体しまして細かく粉砕して、これをセメントの原材料として再利用する技術、リサイクル技術の研究開発を進めてきております。この技術開発については十五年までに一応技術が確立できるんじゃないかということで現在作業を進めているところでございます。今後、これを受けまして具体的なリサイクルシステムの制度化ということを図っていききたいというふうに考えております。

○委員長(北澤俊美君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、木村仁君が委員を辞任され、その補欠として西銘順志郎君が選任されました。

ただ、現在のところ、この排ガスに起因する有機性化合物は環境基準値以下ということが確認されておりますけれども、今後、水上オートバイの増加に伴つてこういう問題が起きてくるというところで、我々としても、環境負荷低減という観点から、水上オートバイ製造のメーカーに対しまして環境低負荷型のエンジン搭載の水上オートバイの開発というのを指導してまいっております。それからまた、実際の水上オートバイを操縦する方に

○洲上貞雄君 次に、係留されていないプレジャーボートについてお尋ねをいたします。

国土交通省の調べによりますと、プレジャーボートの実情調査で保管状況が把握できなかった艇が十二・八万艘、全体の三八％に上っておりますし、放置艇を合わせますと実に七九％のプレジャーボートは保管内容が不十分な状況にあります。

すが、大臣はこの実態をどのように考えますか。何らかの対策をお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○政府参考人(川島毅君) 先ほど申し上げました平成八年度のレジャーボート全国実態調査によりますと、全国の水際線近傍で約二十万八千隻のレジャーボートが確認をされております。このうち、放置艇は約三分の二の約十三万八千隻でございます。

この放置艇でございますが、船舶航行への支障になる、あるいは周辺への騒音やごみ、油の問題等、様々な問題がございます。こういうことから国土交通省としては、適切な規制措置の実施と係留保管能力の向上、これを車の両輪とする放置艇対策を推進してきているところでございます。

具体的には、平成十二年の港湾法の一部改正によりまして、船舶の放置等を禁止する区域、これを港湾管理者が指定する、指定できるようにすると、こういった規制措置を講じております。また、受皿の整備につきましては、ボートパーク整備事業あるいは公共マリナ、あるいは民間マリナに対する様々な支援制度を講じておるところでございます。今後とも放置艇問題の解決に向けて積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○洲上貞雄君 次に、酒酔い操縦と取締りについての見解について伺いをいたします。

今回の船舶職員法の改正では、小型船舶操縦者が遵守すべき必要最低限の事項として酒酔い操縦の禁止が盛り込まれておりますが、どうも酒酔い操縦の認識が私どもと違うように思えてなりません。

衆議院の国土交通委員会でも示された酒酔いの操縦の考え方では、酒に酔うことよって会話に対する反応が鈍くなるとか、あるいは体がふらつくとか、あるいは正常な判断能力、知覚機能、運動機能が低下した状態で操縦することなんですすが、このような状態は相当酒に酔っ払っている状態ではないかというふうに思うんでありますけれども、交通運輸でこういう問題を審議するわけでございますから、やっぱり安全第一ということを考えますと、交通運輸においてはやはり空であれ陸であれ海であれ安全第一がモットーでありますから、飲酒による運転操縦を行ってはならないと私は考えるべきだと思います。

先ほどは大変ビールがうまいと言ったが、これは酔っ払うほどのビールじゃない、うまいだけのビールだろうと、こういうふうに思いますが、その見解はいかがでしょう。

また、酒酔い操縦の取締りや水上バイクの操縦免許携帯確認についてどのように行うのか、お教えいただきたいと思っております。

○政府参考人(安富正文君) まず酒酔い操縦の問題でございますが、陸上のいわゆる車ですと酒気帯びとそれから酒酔い運転とございますが、いわゆる、我々の考えとしては、酒気帯びというものについては、やはり今の海のレジャーというものはどちらかというとビールがうまいという話もございます。酒気帯びまで厳格にやるということはやはりいろいろな形で問題があるんじゃないかと。そういう意味で、酒酔いという状態になった者についてはやはり厳正な取締りを行う必要があるだろうと。酒酔いというのは、これは個人差がございますのでなかなか難しいところがございますけれども、会話に対する反応とか、あるいは体がふらつくといったような、これはまたいろいろな形でその状況に応じて判断せざるを得ないところはございますけれども、これはこういう状態を、個別を具体的に判断して取締りという、実際の厳正な取締りの際には行いたいと思っております。

ただ、具体的にじゃどういう形で取り締まるかということでございますが、これは先ほど来よりいろいろな形で重点的なパトロール等実際に行っているかと思っておりますが、やはりこれは担保措置としては、こういう自分の自己責任の下に酒酔い操縦になるような状態になったら運転をしない

んだということを意識として徹底させていくということが必要だと思っております。そういう意味で、具体的にはいろいろな形で安全講習、これは免許更新等における安全講習の際にそういう意識の向上を植え付けていくということで、初心に返って海のルールを身に付けてもらうような再教育講習の受講を違反者に対しては義務付けるといったようなことで教育的な措置を行っていく方がいいんじゃないかと。

ただ、どうしてもそれで再犯、いわゆる何回もそういうことになるというような場合には免許の停止等といった行政処分を科すということも実施していくということで、そういう意味では、本当の、いわゆる酒気帯びではない酒酔い運転の場合には厳正に対処してまいりたいというふうに考えております。

それから、具体的な免許の携帯でございますが、小型船舶操縦者については航行の際に免許証を携帯しておかなければならないということになっておりますが、これは必ずしも体に直接身に付けておくという必要はなく、乗船している船内に備え付けておくということで足りるわけでございますが、特に水上オートバイ等では実際に付けることが多いため、防水措置を施したカードサイズの免許証というような形になっております。

○洲上貞雄君 水上ボート、レジャーボートの利用の制限について見解をお伺いしたいと思っております。

現行法では、基本的にはどこの海でも河川でも湖でもレジャーボートを楽しむことが可能であります。利用地域が特別制限されておられません。このために、海水浴でにぎわう場所や民家が密集する河川、行楽客の集まる湖などの通航が可能となっております。本来ならばシーマンシップにゆだねられるということになるのでしょうか。しかし、レジャーボートや水上ボートでシーマンシップまで意識が高いかどうかというのは甚だ疑問でありますけれども、やはり私は、そこに期待

をしなくてはならない状況だとすれば、現在の事故の増加の状況、原因などを考えてみますと、やはり法改正が提案をされて、事故が増加している、そういうために今回の法改正が提案されたと思います。

したがって、水上ボート、レジャーボートなどについては一定程度、やはり総合的な調和の取れた健全な利用という面から地域的な制限を考える必要があるのではないかとこのように考えるんですが、その点、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(岩村敬君) 御指摘のとおり、レジャーボートは漁場であるとか海水浴場の近くで利用されることもございます。したがって、その際には、漁業関係者また海水浴客等、他の水域利用者との調和の取れた利用が大事であるということ、御指摘のとおりでございます。また、先ほどの質問にもございましたように、水上オートバイの騒音問題等、これも周辺住民の生活との調和を図る必要があるかというふうに思います。

幾つか例を挙げてみますと、例えば相模湾に面した神奈川県平塚市、ここでは横浜海上保安部、さらには関東地方整備局京浜工務事務所が協力をいたしまして、地元関係者が「平塚・海・川・浜のルールブック」というものを作っております。水上バイクの自主的な航行ルールが決まっております。その中身というのは、例えば漁港から一定の範囲までは徐行をしないと、また河口付近で入港船、港へ入ってくる船と出会ったときには船尾側を大きく迂回をしないといったこと等が決められております。言わば地域ルールができていくわけでございます。

また、もう一つ例を申し上げますと、荒川では、川沿いの住民の方々に広く意見を募集いたしました。これを踏まえて、この河川管理者は国土交通省でございますので、国土交通省が、他の水面利用者との調和を図る観点から、水上オートバイ通航方法制限区域等のいわゆる船舶の通航方法を設定しているわけでございます。

は、やはり地域地域の特性もございしますので、このように地域の関係者のインシアチブによりまして自主ルールを作る、そしてそれによって航行ルールを策定することが迷惑行為の防止であるとか水域の利用調整等の観点から有効であろうかというふうに思います。

国土交通省としては、こういったルール作りに積極的に支援する、そして安全講習等の場を活用してマナーの確立を含めた教育活動を推進していく方針にございます。こういうことによつて他の水域利用者の調和の取れたプレジャーボートの利用が進んでいくというふうに思っているわけでございます。

○洲上貞雄君 最後になりますけれども、マリンレジャーの健全な発展のために国として、大臣、やはり海洋国としての我が国、マリンレジャーというのはこれからますます発展していくと思うのでありますけれども、大臣はどういう見解でございましょうか。お伺いして、質問を終わります。

○国務大臣(扇千景君) マリンレジャーに関しましては、今日見る各先生方からお話がございましたように、多くの船舶の処理の問題、廃船の処理の問題、それから放置艇の問題、それから安全の確保、あるいは他の水域利用者の調整等、あらゆる面で私は社会的問題が顕在しているというのは今日議題になったとおりでございます。

そういう意味で、特にプレジャーボートに関しては、安全の確保のための施策とそれから利用促進のための施策、これをバランスを取りつつ推進していくことが必要であるというのは言うまでもございせん。このために、今回の法案で現在御審議いただいておりますこの操縦士の資格制度の見直し、これを始めたいと思っておりますし、これ三つございしますので、ちょっと申し上げさせていただきますと思います。

この三つは、一つは、まずマリナーの整備など係留保管能力の向上及び係留保管場所の確保、これが一つ、今日も議題になりました。二つ目は、廃船リサイクルシステムの実現に向けた技術開発

や関係者の役割分担などの社会的仕組みの検討、これが二つ目でございます。三つ目には、関係団体を通じました青少年への海事教育の推進、これが今日もたくさん御指示をいただきましたので、各種の対策あるいは今後の総合的なこれらの御意見を推進して、安全を図り、なお楽しんでいただく、両輪に役立てていきたいと思っております。

○委員長(北澤俊美君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。船舶職員法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北澤俊美君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(北澤俊美君) 次に、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。扇国土交通大臣。

○国務大臣(扇千景君) ただいま議題となりましたマンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

マンシヨンは、都市における住まいの形態として広く普及してきておりますけれども、今後、老朽化したマンシヨンの急増することが見込まれており、都市の再生と良好な居住環境の確保を図る観点から、マンシヨンの建て替え円滑化が重要な

課題となっております。

現在、マンシヨンの建て替えについては、建て替えを行う団体の法的位置付けが明確でないこと、区分所有権等の関係権利を再建したマンシヨンの円滑に移行させるための法的な仕組みがないこと等の問題が指摘されております。区分所有者自らが主体となって建て替え事業を円滑に進めるための制度の整備が急務となっております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明を申し上げます。

第一に、建物の区分所有等に関する法律に基づく建て替え決議がされた場合、建て替えに合意した区分所有者が法人格を有するマンシヨン建替組合を設立できるものとしております。

第二に、マンシヨン建替組合等が定めた権利変換計画に従い、区分所有権、抵当権等の関係権利を再建されたマンシヨンの円滑に移行させることができるものとしております。

第三に、マンシヨンの建て替えに伴って借家権者等が転出することとなる場合につき居住の安定の確保を図るための必要な措置を講ずることとしております。

第四に、保安上危険な又は衛生上有害な状況にあるマンシヨンについて地方公共団体が建て替えを勧告できるものとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長(北澤俊美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案

七条―第百一条

第五章 危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置

第一節 危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの勧告等(第百二条・第百三条)

第二節 賃借人居住安定計画の認定等(第百四―第百十一条)

第三節 転出区分所有者居住安定計画の認定等(第百十二―第百十六条)

第四節 賃借人等の居住の安定の確保等に関する措置(第百十七―第百二十四条)

第六章 雑則(第百二十五―第百三十一条)

第七章 罰則(第百三十二―第百四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、マンション建替組合の設立、権利変換手続による関係権利の変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 マンション 二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。

二 マンションの建替え 現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地(これに隣接する土地を含む。)にマンションを新たに建築することをいう。

三 再建マンション マンションの建替えによ

り新たに建築されたマンションをいう。

四 マンション建替事業 この法律(第五章を除く。)で定めるところに従って行われるマンションの建替えに関する事業及びこれに附帯する事業をいう。

五 施行者 マンション建替事業を施行する者をいう。

六 施行マンション マンション建替事業を施行する現に存するマンションをいう。

七 施行再建マンション マンション建替事業の施行により建築された再建マンションをいう。

八 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第一項に規定する区分所有権をいう。

九 区分所有者 区分所有法第二条第二項に規定する区分所有者をいう。

十 専有部分 区分所有法第三条第三項に規定する専有部分をいう。

十一 共用部分 区分所有法第四条に規定する共用部分をいう。

十二 マンションの敷地 マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定によりマンションの敷地とされた土地をいう。

十三 敷地利用権 区分所有法第六条に規定する敷地利用権をいう。

十四 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

十五 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、マンションの建替えの円滑化等を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、マンションの建替えの円滑化等に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 マンションの建替えの円滑化等を図るため講ずべき施策の基本的な方向

二 マンションの建替えに向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項

三 マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業の円滑な実施に関する事項

四 再建マンションにおける良好な居住環境の確保に関する事項

五 マンションの建替えが行われる場合における従前のマンションに居住していた賃借人(一時使用のための賃借をする者を除く。以下同じ。)及び転出区分所有者(従前のマンションの区分所有者で再建マンションの区分所有者とならないものをいう。以下同じ。)の居住の安定の確保に関する事項

六 危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進に関する事項

七 その他マンションの建替えの円滑化等に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 施行者

第一節 マンション建替事業の施行

第五条 マンション建替組合(以下「組合」という。)は、マンション建替事業を施行することができる。

2 マンションの区分所有者又はその同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該マンションについてマンション建替事業を施行することができる。

第二節 マンション建替組合

第一款 通則

第六条 組合は、法人とする。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条の規定は、組合について準用する。

(法人格)

第七条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合の名称

二 施行マンションの名称及びその所在地

三 マンション建替事業の範囲

四 事務所の所在地

五 参加組合員に関する事項

六 事業に要する経費の分担に関する事項

七 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項

八 総会に関する事項

九 総代会を設けるとときは、総代及び総代会に関する事項

十 事業年度

十一 公告の方法

十二 その他国土交通省令で定める事項(名称の使用制限)

第八条 組合は、その名称中に「マンション建替組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に「マンション建替組合」という文字を用いてはならない。

第二款 設立等

(設立の認可)

第九条 区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条の建替え決議(以下単に「建替え決議」という。)の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有者又は敷地利権を有する者であつてその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。)は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところに

より、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。

2 前項の規定による認可を申請しようとする者は、組合の設立について、建替え合意者の四分の三以上の同意（同意した者の区分所有法第三十八条の議決権の合計が、建替え合意者の同条の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。）を得なければならない。

3 前二項の場合において、マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の建替え合意者とみなす。

4 同一敷地に存する二以上のマンションについて建替え決議が行われたときは、当該二以上のマンションに係る建替え合意者は、五人以上共同して、第一項の規定による認可を申請することができる。この場合において、第二項中「建替え合意者」とあるのは、「二以上のマンションごとの建替え合意者」とする。

5 第一項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。

（事業計画）

第十条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの状況、その敷地の区域及びその住戸（人の居住の用に供するマンションの部分）をいう。以下同じ。）の状況、施行再建マンションの設計の概要、事業施行期間並びに資金計画を記載しなければならない。

2 事業計画は、建替え決議の内容に適合したものでなければならない。

（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可の申請があつたときは、施行マンションとなるべきマンションの所在地の市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないときと認めるときは、こ

の限りでない。

2 施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないときと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

5 第九条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

（認可の基準）

第十二条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反するものでないこと。

二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。）に違反するものでないこと。

三 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

四 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確

保のために必要であること。

五 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

六 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

七 事業施行期間が適切なものであること。

八 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

九 その他基本方針に照らして適切なものであること。

（組合の成立）

第十三条 組合は、第九条第一項の規定による認可により成立する。

（認可の公告等）

第十四条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行再建マンションの設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもって、組合員その他の第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第三十八条第六項又は第八十一条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

（区分所有権及び敷地利利用権の売渡し請求）
第十五条 組合は、前条第一項の公告の日（その日が区分所有法第六十三条第二項の期間の満了の日前であるときは、当該期間の満了の日）から二月以内に、区分所有法第六十三条第四項に

規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者（その承継人を含み、その後に建替え合意者となつたものを除く。）に対し、区分所有権及び敷地利利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議があつた後に当該区分所有者から敷地利利用権のみを取得した者（その承継人を含み、その後に建替え合意者となつたものを除く。）の敷地利利用権についても、同様とする。

2 前項の規定による請求は、建替え決議の日から一年以内にしなければならない。ただし、この期間内に請求することができなかったことに正当な理由があるときは、この限りでない。

3 区分所有法第六十三条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第四項」とあるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項」と読み替えるものとする。

第三款 管理

（組合員）

第十六条 施行マンションの建替え合意者（その承継人（組合を除く。）を含む。）は、すべて組合の組合員とする。

2 マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。（参加組合員）

第十七条 前条に規定する者のほか、組合が施行するマンション建替事業に参加することを希望し、かつ、それに必要な資力及び信用を有する者であつて、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

（組合員名簿の作成等）

第十八条 第九条第一項の認可を受けた者は、第十四条第一項の公告後、遅滞なく、組合員の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに建替え合意者である組合員又は参加組合員の別その他国土交通省令で定める事項を記載した組合員名簿を作成し

なければならない。

2 第九条第一項の認可を受けた者又は理事長は、次項の規定による通知を受けたとき、又は組合員名簿の記載事項の変更を知ったときは、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。

3 組合員は、組合員名簿の記載事項に変更を生じたときは、その旨を組合に通知しなければならない。

(組合員の権利義務の移転)

第十九条 施行マニションについて組合員の有する区分所有権又は敷地利権の全部又は一部を承継した組合員があるときは、従前の組合員がその区分所有権又は敷地利権の全部又は一部について組合に対して有していた権利義務は、その承継した組合員に移転する。

(役員)

第二十条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

(役員の資格、選挙及び選任)

第二十一条 理事及び監事は、組合員(法人にあつては、その役員)のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。

2 前項本文の規定により選挙された理事若しくは監事が組合員でなくなったとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員である場合において、その法人が組合員でなくなったとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなったときは、その理事又は監事は、その地位を失う。

(役員の任期)

第二十二条 理事及び監事の任期は、三年以内とし、補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なお

その職務を行う。

(役員の解任請求)

第二十三条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもって、その代表者から、組合に対し、理事又は監事の解任の請求をすることができ

る。

2 前項の規定による請求があつたときは、組合は、直ちに、その請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。

3 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があつたときは、その地位を失う。

4 前三項に定めるもののほか、理事及び監事の解任の請求及び第二項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。

(役員の職務)

第二十四条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。

4 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

5 理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

6 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

7 民法第五十九条の規定は、組合の監事の職務について準用する。

(理事長の氏名等の届出及び公告)

第二十五条 組合は、理事長の氏名及び住所を、施行マニションの所在地の市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

(総会の組織)

第二十六条 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の決議事項)

第二十七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画の変更

三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四 経費の収支予算

五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

七 権利変換計画及びその変更

八 第九十四条第一項の管理規約

九 組合の解散

十 その他定款で定める事項

(総会の招集)

第二十八条 理事長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも、臨時総会を招集することができる。

3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 第九条第一項の規定による認可を受けた者

は、その認可の公告があつた日から起算して三十日以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。

6 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。

(総会の議事等)

第二十九条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。

4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

(特別の議決)

第三十条 第二十七条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号及び第九号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合(組合の専有部分が存しないものとして算定した施行マニションについての区分所有法第十四条に定める割合をいう。第三項において同じ。)の各四分の三以上で決する。

2 権利変換期日以後における前項の規定の適用については、同項中「組合の」とあるのは「組合及び参加組合員の」と、「施行マニション」とあるのは「施行再建マニション」とする。

3 第二十七条第七号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合の各五分の四以上で決する。

(総代会)

第三十一条 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任
二 前条の規定に従って議決しなければならない事項

4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条（第三項ただし書を除く。）の規定は、総代会について準用する。

5 総代会が設けられた組合においては、理事長は、第二十八条第一項の規定にかかわらず、通常総会を招集することを要しない。

（総代）
第三十二条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員（法人にあっては、その役員）のうちから選挙する。

2 総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、総代について準用する。

（議決権及び選挙権）
第三十三条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二十九条第一項（第三十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用

については、出席者とみなす。

4 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

6 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

（定款又は事業計画の変更）

第三十四条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンシ

ョンに追加しようとする同一敷地に存するマンシ

ョンがある場合に、第十一条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第九条第五項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合にお

いて、第九条第二項中「建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンシ

ョンとなるべきマンシ

ョン」とあるのは「施行マンシ

ョン」とあるのは「施行マンシ

ョン」とあるのは「施行マンシ

定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款若しくは事業計画を変更しようとする場合又は定款及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンシ

ョンの数を縮減しようとする場合において、マンシ

ョン建替事業の施行のための借入金があるときは、その変更又は縮減についてその債権者の同意を得なければならない。

4 第十五条の規定は、組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンシ

ョンを追加した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する前条第一項」と、「区分所有者」とあるのは「新たに追加された施行マンシ

ョンの区分所有者」と、同条第三項中「第十五条第一項」とあるのは「第三十四条第四項において準用する同法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

（経費の賦課徴収）

第三十五条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、組合員の有する施行マンシ

ョン（権利交換期日以後においては、施行再建マンシ

ョン）の専有部分の位置、床面積等を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

（参加組合員の負担金及び分担金）

第三十六条 参加組合員は、国土交通省令で定めるところにより、権利交換計画の定めるところに従い取得することとなる施行再建マンシ

しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

（審査委員）

第三十七条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

（解散）

第三十八条 組合は、次に掲げる理由により解散する。

一 設立についての認可の取消し

二 総会の議決

三 事業の完成又はその完成の不能

2 前項第二号の議決は、権利交換期日前に限り行うことができるものとする。

3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 前項の規定による認可の申請は、施行マンシ

ョンの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。

6 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(清算人)
第三十九条 組合が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第四十条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。

(残余財産の処分制限)

第四十一条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告)

第四十二条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第四十三条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条前段並びに第三百三十八条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第三十九条」と読み替えるものとする。

第五款 税法上の特例

第四十四条 組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項及び第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション建替組合を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。）」とする。

益法人等(マンション建替組合を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション建替組合を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。）」とする。

2 組合は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第三節 個人施行者

(施行の認可)

第四十五条 第五条第二項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規程及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(これに隣接する土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地(以下「隣接施行敷地」という。))を含む。について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

3 前項の場合において、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。))について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利(以下「区分所有権等以外の権利」という。))を有する者から同意を得られないときは、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第一項の規定

による認可を申請することができる。

4 第九条第五項の規定は、第一項の規定による認可について準用する。

(規程又は規約)

第四十六条 前条第一項の規程又は規約には、次の各号(規程にあつては、第四号から第六号までを除く。))に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施行マンションの名称及びその所在地
- 二 マンション建替事業の範囲
- 三 事務所所在地
- 四 事業に要する経費の分担に関する事項
- 五 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
- 六 会議に関する事項
- 七 事業年度
- 八 公告の方法
- 九 その他国土交通省令で定める事項

(事業計画)

第四十七条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの状況、その敷地の区域及びその住戸の状況、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域、事業施行期間並びに資金計画を記載しなければならない。

2 施行マンションとなるべきマンションに建替え決議があるときは、事業計画は、当該建替え決議の内容に適合したものでなければならない。

(認可の基準)

第四十八条 都道府県知事は、第四十五条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。
- 二 規程若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

三 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。

四 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。

五 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

六 第十二条第三号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

(施行の認可の公告等)

第四十九条 都道府県知事は、第四十五条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域を表示する図書を送付しなければならない。

2 第五条第二項の規定による施行者(以下「個人施行者」という。))は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規程若しくは規約若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第五十四条第三項において準用する第一項、第八十一条又は第九十九条第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(規程又は規約及び事業計画の変更)
第五十条 個人施行者は、規程若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第九条第五項、第四十五条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第五項中「施行マンシヨンとなるべきマンシヨン」とあるのは「施行マンシヨン又は新たに施行マンシヨンとなるべきマンシヨン」と、第四十五条第二項及び第三項中「施行マンシヨンとなるべきマンシヨン又はその敷地」とあるのは「施行マンシヨン若しくは新たに施行マンシヨンとなるべきマンシヨン又はそれらの敷地」と、前条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもって」と読み替えるものとする。

3 第三十四条第三項の規定は、事業に要する経費の分担に関し規準若しくは規約若しくは事業計画を変更しようとする場合又は規準若しくは規約及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンシヨンの数を縮減しようとする場合について準用する。

(施行者の変動)
第五十一条 個人施行者について相統、合併その他の一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。

2 施行マンシヨンについて、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を施行者以外の者（前項に規定する一般承継人を除く。）が承継したときは、その者は、施行者となる。

3 一人で施行するマンシヨン建替事業において、前二項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンシヨン建替事業は、第五条第二項の規定により数人共同して施行するマンシヨン建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四十五条第一項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 前項の規定による認可の申請は、施行マンシヨンの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。

5 数人共同して施行するマンシヨン建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となったときは、そのマンシヨン建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンシヨン建替事業となるものとする。この場合において、当該マンシヨン建替事業について定められていた規約のうち、規準に記載すべき事項に相当する事項は、当該マンシヨン建替事業に係る規準としての効力を有するものとし、その他の事項はその効力を失うものとする。

6 個人施行者について一般承継があり、又は個人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者に変動を生じたとき（第三項前段に規定する場合を除く。）は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行マンシヨンの所在地の市町村長を経由して、新たに施行者となった者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなった者の氏名又は名称を都道府県知事に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、第三項後段の規定により定められた規約について認可したときは新たに施行者となった者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、前項の規定による届出を受理したときは新たに施行者となった者及び施行者でなくなった者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。

8 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第三項後段の規定により定めた規約又は第五項後段の規定による規約の一部の失効をもって第三者に對抗することができない。（施行者の権利義務の移転）

第五十二条 個人施行者について一般承継があつたときは、その施行者がマンシヨン建替事業に関して有する権利義務（その施行者が当該マンシヨン建替事業に関し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。）は、その一般承継人に移転する。

2 前項に規定する場合を除き、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を承継した者があるときは、その施行者がその区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部についてマンシヨン建替事業に関し有する権利義務は、その承継した者に移転する。（審査委員）

第五十三条 個人施行者は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができ者のうちから、この法律及び規準又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(マンシヨン建替事業の廃止及び終了)

第五十四条 個人施行者は、マンシヨン建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 個人施行者は、事業の完成の不能によりマンシヨン建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンシヨン建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

3 第九条第五項並びに第四十九条第一項（図書の送付に係る部分を除く。）及び第二項の規定は、第一項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第五項中「施行マンシヨンとなるべきマンシヨン」とあるのは「施行マンシヨン」と、第四十九条第二項中「施行

者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンシヨン建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。

第三章 マンシヨン建替事業

第一節 権利交換手続

第一款 手続の開始

（権利交換手続開始の登記）

第五十五条 施行者は、次に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行マンシヨンの区分所有権及び敷地利用権（既登記のものに限る。）並びに隣接施行敷地の所有権及び借地権（既登記のものに限る。）について、権利交換手続開始の登記を申請しなければならない。

一 組合が施行するマンシヨン建替事業にあつては、第十四条第一項の公告又は新たな施行マンシヨンの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

二 個人施行者が施行するマンシヨン建替事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行マンシヨンの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る施行マンシヨンの区分所有権若しくは敷地利用権を有する者（組合が施行するマンシヨン建替事業にあつては、組合員に限る。）又は当該登記に係る隣接施行敷地の所有権若しくは借地権を有する者は、これらの権利を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。

5 権利交換期日前において第三十八条第六項、前条第三項において準用する第四十九条第一項又は第九十九条第三項の公告があつたときは、施行者（組合にあつては、その清算人）は、遅

滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

(権利変換を希望しない旨の申出等)

第五十六条 第十四条第一項の公告又は個人施行者の施行の認可の公告があったときは、施行マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権を有する者は、その公告があった日から起算して三十日以内に、施行者に対し、第七十条第一項及び第七十一条第二項の規定による権利の変換を希望せず、自己の有する区分所有権又は敷地利用権に代えて金銭の給付を希望する旨を申し出ることができる。

2 前項の区分所有権又は敷地利用権について仮登記上の権利、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記若しくは処分の制限の登記があるとき、又は同項の未登記の借地権の存否若しくは帰属について争いがあるときは、それらの権利者又は争いの相手方の同意を得なければ、同項の規定による金銭の給付の希望を申し出ることができない。

3 施行マンシヨンについて借家権を有する者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)は、第一項の期間内に施行者に対し、第七十一条第三項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができない。

4 施行者が組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

5 第一項の期間経過後六月以内に権利変換計画について次条第一項後段の規定による認可が行われなるときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、第一項若しくは第三項の規定による申出を撤回し、又は新たに第一項若しくは第三項の規定による申出をすることができない。その三十日の期間経過後更に六月を経過しても同条第一項後段の規定による認可が行われなるとき

も、同様とする。

6 定款又は規程若しくは規約及び事業計画を変更して新たに施行マンシヨンを追加した場合においては、前項前段中「第一項の期間経過後六月以内に権利変換計画について次条第一項後段の規定による認可が行われなるときは、当該六月の期間経過後」とあるのは、「新たな施行マンシヨンの追加に係る定款又は規約若しくは規約及び事業計画の変更の認可の公告があったときは、その公告があった日から起算して」とする。

7 第一項、第三項又は前二項の申出又は申出の撤回は、国土交通省令で定めるところにより、書面で行わなければならない。

第二款 権利変換計画

(権利変換計画の決定及び認可)

第五十七条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 施行者は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、権利変換計画について、あらかじめ、組合にあつては総会の議決を経るとともに施行マンシヨン又はその敷地について権利を有する者(組合員を除く。)の同意を得、個人施行者にあつては施行マンシヨン又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて施行者に対抗することができない者については、この限りでない。

3 前項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者から同意を得られないときは、その同意を得られない理由及び同意を得られない者の権利に關し損害を与えないようにするための措置を記載した書面を添えて、第一項後段の規定による認可を申請することができる。

4 第二項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないとき

は、その確知することができない理由を記載した書面を添えて、第一項後段の規定による認可を申請することができる。

(権利変換計画の内容)

第五十八条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 施行再建マンシヨンの配置設計

二 施行マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権を有する者で、当該権利に対応して、施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が施行マンシヨンについて有する区分所有権又は敷地利用権及びその価額

四 第二号に掲げる者に前号に掲げる区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられることとなる施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権の明細及びその価額の概算額

五 第三号に掲げる区分所有権又は敷地利用権について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記又は処分の制限の登記(以下「担保権等の登記」と総称する。)に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

六 前号に掲げる者が施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権の上に有することとなる権利

七 施行マンシヨンについて借家権を有する者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)で、当該権利に対応して、施行再建マンシヨンについて借家権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

八 前号に掲げる者に借家権が与えられることとなる施行再建マンシヨンの部分

九 施行者が施行再建マンシヨンの部分を賃貸

する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要

十 施行マンシヨンに関する権利又はその敷地利用権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失ひ、かつ、当該権利に対応して、施行再建マンシヨンに關する権利又はその敷地利用権を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる施行マンシヨンに關する権利又はその敷地利用権並びにその価額

十一 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失ひ、又は当該権利の上に敷地利用権が設定されることとなるものの氏名又は名称及び住所、その権利並びにその価額又は減価額

十二 組合の参加組合員に与えられることとなる施行再建マンシヨンの区分所有権及び敷地利用権の明細並びにその参加組合員の氏名又は名称及び住所

十三 第四号及び前号に掲げるもののほか、施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権の明細、その帰属及びその処分の方法

十四 施行マンシヨンの敷地であつた土地で施行再建マンシヨンの敷地とならない土地(以下「保留敷地」という。)の所有権又は借地権の明細、その帰属及びその処分の方法

十五 補償金の支払又は清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

十六 権利変換期日、施行マンシヨンの明渡し

十七 その他国土交通省令で定める事項

2 施行マンシヨンに關する権利若しくはその敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権に關して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第十五条第一項(第三十四条第四項)において準用する場合を含む

む。若しくは第六十四条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）又は区分所有法第六十三条第四項の規定による請求があった場合においては、当該請求をした者）に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。

3 区分所有法第六十三条第五項（第十五条第三項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者がいるときは、第一項第十六号の施行マンシヨンの明渡しの予定時期は、当該期限の日以降となるように定めなければならない。

（権利変換計画の決定基準）

第五十九条 権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払って定めなければならない。

（区分所有権及び敷地利用権等）

第六十条 権利変換計画においては、第五十六条第一項の申出をした者を除き、施行マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権を有する者に対しては、施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権が与えられるように定めなければならない。組合の定款により施行再建マンシヨンの区分所有権及び敷地利用権が与えられるように定められた参加組合員に対しても、同様とする。

2 前項前段に規定する者に対して与えられる施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権は、それらの者が有する施行マンシヨンの専有部分の位置、床面積、環境、利用状況等又はその敷地利用権の地積若しくはその割合等とそれらの者に与えられる施行再建マンシヨンの専有部分の位置、床面積、環境等又はその敷地利用権の地積若しくはその割合等を総合的に勘案して、それらの者の相互間の衡平を書ししないように定めなければならない。

3 権利変換計画においては、第一項の規定により与えられるように定められるもの以外の施行

再建マンシヨンの区分所有権及び敷地利用権並びに保留敷地の所有権又は借地権は、施行者に帰属するように定めなければならない。

4 権利変換計画においては、第五十六条第三項の申出をした者を除き、施行マンシヨンの区分所有者から施行マンシヨンについて借家権の設定を受けている者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けている者）に対しては、第一項の規定により当該施行マンシヨンの区分所有者に与えられることとなる施行再建マンシヨンの部分について、借家権が与えられるように定めなければならない。ただし、施行マンシヨンの区分所有者が第五十六条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建マンシヨンの部分について、借家権が与えられるように定めなければならない。

（担保権等の登記に係る権利）

第六十一条 施行マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる施行マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられるものとして定められた施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権の上に存するものとして定めなければならない。

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るため必要があるときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることができ。

（施行マンシヨンの区分所有権等の価額の算定基準）

第六十二条 第五十八条第一項第三号、第十号又は第十一号の価額又は減価額は、第五十六条第一項又は第五項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土

地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価額等を考慮して定める相当の価額とする。

（施行再建マンシヨンの区分所有権の価額等の概算額の算定基準）

第六十三条 権利変換計画においては、第五十八条第一項第四号又は第九号の概算額は、国土交通省令で定めるところにより、マンシヨン建替事業に要する費用及び前条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

（権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等）

第六十四条 組合において、権利変換計画について総会の議決があつたときは、組合は、当該議決があつた日から二月以内に、当該議決に賛成しなかった組合員に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

2 区分所有法第六十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同条第六項中「第四項」とあるのは、「マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

3 組合において、権利変換計画について総会の議決があつたときは、当該議決に賛成しなかった組合員は、当該議決があつた日から二月以内に、組合に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で買い取るべきことを請求することができる。

（認可の基準）

第六十五条 都道府県知事は、第五十七条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。一 申請手続又は権利変換計画の決定手続若し

くは内容が法令に違反するものでないこと。
二 施行マンシヨンに建替え決議があるときは、当該建替え決議の内容に適合していること。

三 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に損失を与えないようにするための措置が適切なものであること。

四 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

五 その他基本方針に照らして適切なものであること。

（権利変換計画の変更）

第六十六条 第五十七条第一項後段及び第二項から第四項まで並びに前二条の規定は、権利変換計画を変更する場合（国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第三項中「権利変換計画」とあるのは、「権利変換計画の変更」と、同条第二項中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十六条において準用する同法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

（審査委員の関与）

第六十七条 施行者は、権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

第三款 権利の変換

（権利変換の処分）

第六十八条 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

2 権利交換に関する処分は、前項の通知をする
ことによつて行ふ。

3 権利交換に関する処分については、行政手続
法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、
適用しない。

（権利交換期日等の通知）

第六十九条 施行者は、権利交換計画若しくはそ
の変更（権利交換期日に係るものに限る。以下
この条において同じ。）の認可を受けたとき、又
は第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変
更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定
めるところにより、施行マンシヨンの所在地の
登記所に、権利交換期日その他国土交通省令で
定める事項を通知しなければならない。

（敷地に関する権利の交換等）

第七十条 権利交換期日において、権利交換計画
の定めるところに従い、施行マンシヨンの敷地
利用権は失われ、施行再建マンシヨンの敷地利
用権は新たに当該敷地利用権を与えられるべき
者が取得する。

2 権利交換期日において、権利交換計画の定め
るところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借
地権は、失われ、又はその上に施行再建マンシ
ヨンの敷地利用権が設定される。

3 権利交換期日において、権利交換計画の定め
るところに従い、保留敷地に関しては、当該保
留敷地についての従前の施行マンシヨンの敷地
利用権が所有権であるときはその所有権を、借
地権であるときはその借地権を、施行者が取得
する。

4 施行マンシヨンの敷地及び隣接施行敷地に関
する権利で前三項及び第七十三条の規定により
権利が交換されることのないものは、権利交換
期日以後においても、なお従前の土地に存する。
この場合において、権利交換期日前において、
これらの権利のうち地役権又は地上権の登記に
係る権利が存していた敷地利用権が担保権等の
登記に係る権利の目的となつていたときは、権
利交換期日以後においても、当該地役権又は地

上権の登記に係る権利と当該担保権等の登記に
係る権利との順位は、変わらないものとする。

（施行マンシヨンに関する権利の交換）

第七十一条 権利交換期日において、施行マンシ
ヨンは、施行者に帰属し、施行マンシヨンを目
的とする区分所有権以外の権利は、この法律に
別段の定めがあるものを除き、消滅する。

2 施行再建マンシヨンの区分所有権は、第八十
一条の建築工事の完了の公告の日、権利交換
計画の定めるところに従い、新たに施行再建マ
ンシヨンの区分所有権を与えられるべき者が取
得する。

3 施行マンシヨンについて借家権を有していた
者（その者が更に借家権を設定していたときは、
その借家権の設定を受けた者）は、第八十一条
の建築工事の完了の公告の日、権利交換計画
の定めるところに従い、施行再建マンシヨンの
部分について借家権を取得する。

（区分所有法の規約とみなす部分）

第七十二条 区分所有法第一条に規定する建物の
部分若しくは附属の建物で権利交換計画にお
いて施行再建マンシヨンの共用部分と定められ
たものがあるとき、権利交換計画において定めら
れた施行再建マンシヨンの共用部分の共有持分
が区分所有法第十一条第一項若しくは第十四条
第一項から第三項までの規定に適合しないとい
ふときは、権利交換計画において定められた施行
再建マンシヨンの敷地利用権の割合が区分所有
法第二十二條第二項本文の規定に適合しないとい
ふときは、権利交換計画その定めをした部分は、
それぞれ区分所有法第四條第二項、第十一條第
二項若しくは第十四條第四項又は第二十二條第
二項ただし書の規定による規約とみなす。

（担保権等の移行）
第七十三条 施行マンシヨンの区分所有権又は敷
地利用権について存する担保権等の登記に係る
権利は、権利交換期日以後は、権利交換計画の
定めるところに従い、施行再建マンシヨンの区
分所有権又は敷地利用権の上に存するものとす

る。

（権利交換の登記）

第七十四条 施行者は、権利交換期日後遅滞なく、
施行再建マンシヨンの敷地（保留敷地を含む。）
につき、権利交換後の土地に関する権利につ
いて必要な登記を申請しなければならない。

2 権利交換期日以後においては、施行再建マン
シヨンの敷地（保留敷地を含む。）に関しては、
前項の登記がされるまでの間は、他の登記をす
ることができない。

（補償金）

第七十五条 施行者は、次に掲げる者に對し、そ
の補償として、権利交換期日までに、第六十二
条の規定により算定した相当の価額に同条に規
定する三十日の期間を経過した日から第六十八
条第一項の規定による権利交換計画又はその変
更に係る公告（以下「権利交換計画公告」とい
う。）の日までの物価の変動に應ずる修正率を
乗じて得た額に、当該権利交換計画公告の日か
ら補償金を支払う日までの期間につき権利交換
計画で定めるところによる利息を付したものを
支払わなければならない。この場合において、
その修正率は、国土交通省令で定める方法に
よつて算定するものとする。

一 施行マンシヨンに関する権利又はその敷地
利用権を有する者で、この法律の規定により、
権利交換期日において当該権利を失ひ、かつ、
当該権利に對して、施行再建マンシヨンに
関する権利又はその敷地利用権を与えられな
いもの

二 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する
者で、この法律の規定により、権利交換期日
において当該権利を失ひ、又は当該権利の上
に敷地利用権が設定されることとなるもの

（補償金の供託）
第七十六条 施行者は、次の各号のいずれかに該
当する場合においては、前条に規定する補償金
（利息を含む。以下同じ。）の支払に代えてこれ
を供託することができる。

一 補償金を受けなければならない者がその受領を拒んだ
とき、又は補償金を受領することができない
とき。

二 施行者が過失がなくて補償金を受けなければならない
者を知ることができないとき。

三 施行者が差押え又は仮差押えにより補償金
の払渡しを禁じられたとき。

2 施行者は、第五十八條第二項の場合において
は、権利交換計画において存するものとされた
権利に係る補償金（併存し得ない二以上の権利
が存するものとされた場合においては、それら
の権利に對する補償金のうち最高額のもの）の
支払に代えてこれを供託しなければならない。

3 施行者は、先取特権、質権若しくは抵当権又
は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権
利の目的物について補償金を支払うときは、こ
れらの権利者のすべてから供託しなくてもよい
旨の申出があつたときを除き、その補償金を供
託しなければならない。

4 前三項の規定による供託は、施行マンシヨン
の所在地の供託所にしなければならない。

5 施行者は、第一項から第三項までの規定によ
る供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償
金を取得すべき者（その供託が第二項の規定に
よるものであるときは、争ひの当事者）に通知
しなければならない。

（物上代位）

第七十七条 前条第三項の先取特権、質権又は抵
当権を有する者は、同項の規定により供託され
た補償金に對してその権利を行うことができ
る。

（差押え又は仮差押えがある場合の措置）

第七十八条 差押えに係る権利については、第七
十五條の規定にかかわらず、施行者は、権利交
換期日までに、同条の規定により支払うべき金
額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機
関に払い渡さなければならない。ただし、強制
執行若しくは担保権の実行としての競売（その
例による競売を含む。以下単に「競売」とい

う。)による代金の納付又は滞納処分による売却代金の支払があった後においては、この限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強制執行若しくは競売による代金又は滞納処分による売却代金とみなし、その払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その時に配当要求の終期が到来したものとなる。

3 強制競売若しくは競売に係る売却許可決定後代金の納付前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあったときは、売却許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

4 第一項の規定は、仮差押えの執行に係る権利に対する補償金の払渡しに準用する。

5 施行者に補償金の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金の支払に關しては、第一項の規定による補償金の例による。この場合において、施行者が補償金を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとなる。

6 第一項又は前二項の規定による補償金の裁判所への払渡し及びその払渡しがあった場合における強制執行、仮差押えの執行又は競売に關しては、最高裁判所規則で民事執行法(昭和五十四年法律第四号)又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の特例その他必要な事項を、その補償金の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあった場合における滞納処分に關しては、政令で国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の特例その他必要な事項を定めることができる。

第四款 施行マンション等の明渡し
(占有の継続)

第七十九条 権利変換期日において、第七十一条第一項の規定により失った権利に基づき施行マンションを占有していた者及びその承継人は、

次条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。第七十条第二項の規定により、権利を失い、又は敷地利用権を設定された者及びその承継人についても、同様とする。

(施行マンション等の明渡し)

第八十条 施行者は、権利変換期日後マンション建替事業に係る工事のため必要があるときは、施行マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)を占有している者に対し、期限を定め、その明渡しを求めることができる。

2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。

3 第五十八条第三項の規定は、同項の相当の期限を許与された区分所有者に対する第一項の規定による明渡しの期限について準用する。

4 第一項の規定による明渡しの請求があった者は、明渡しの期限までに、施行者に明け渡さなければならぬ。ただし、第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは第七十六条の規定による供託がないときは、第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条第三項(第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による請求を行つた者について当該請求を受けた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第五款 工事完了等に伴う措置
(建築工事の完了の公告等)

第八十一条 施行者は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第七十一条第二項又は第三

項の規定により施行再建マンションに關し権利を取得する者に通知しなければならない。

(施行再建マンションに關する登記)

第八十二条 施行者は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、遅滞なく、施行再建マンション及び施行再建マンションに關する権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 施行再建マンションに關する権利に關しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(借家条件の協議及び裁定)

第八十三条 権利変換計画において施行再建マンションの区分所有者権が与えられるように定められた者と当該施行再建マンションについて第六十條第四項本文の規定により借家権が与えられるように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

2 第八十一条の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次に掲げる事項について裁定することができる。

- 一 賃借の目的
- 二 家賃の額、支払期日及び支払方法
- 三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借の目的については賃借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額については賃借人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

4 第二項の規定による裁定があったときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

5 第二項の裁定に關し必要な手続に關する事項は、国土交通省令で定める。

6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定が

あつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

(施行再建マンションの区分所有者権等の価額等の確定)

第八十四条 施行者は、マンション建替事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に關する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施行再建マンションの区分所有者権若しくは敷地利用権を取得した者又はその借家権を取得した者(施行者の所有する施行再建マンションの部分について第六十条第四項ただし書の規定により借家権が与えられるように定められたものに限る。)ごとに、施行再建マンションの区分所有者権若しくは敷地利用権の価額又は施行者が賃貸する施行再建マンションの部分の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。

(清算)

第八十五条 前条の規定により確定した施行再建マンションの区分所有者権又は敷地利用権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行マンションの区分所有者権又は敷地利用権の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

(清算金の供託及び物上代位)

第八十六条 前条に規定する施行マンションの区分所有者権又は敷地利用権が先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的となつていたときは、これらの権利者のすべてから供託しなくともよい旨の申出があつたときを除き、施行者は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えて

これを供託しなければならない。第七十六条第四項及び第五項の規定は、この場合について準用する。

2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同項の規定により供託された清算金に對してその権利を行うことができる。

(清算金の徴収)

第八十七条 第八十五条の規定により徴収すべき清算金は、権利変換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。

2 施行者は、第八十五条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。)を滞納する者があるときは、権利変換計画で定めるところにより、利子を付して徴収することができる。

(先取特権)

第八十八条 第八十五条の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施行再建マンションの区分所有権の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第八十二条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによってその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

(施行者が取得した権利の処分)

第八十九条 マンション建替事業により施行者が取得した施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権又は保留敷地に関する権利は、施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を有していた者又は施行マンションについて借家権を有していた者の居住又は業務の用に供するため特に必要がある場合を除き、原則として、公募により譲渡しなければならない。

第二節 賃借人等の居住の安定の確保に

関する施行者等の責務

第九十条 施行者は、基本方針に従つて、施行マンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、基本方針に従つて、施行マンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 雑則

(処分、手続等の効力)

第九十一条 施行マンション若しくはその敷地(隣接施行敷地を含む。)又は施行再建マンション若しくはその敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款、規程若しくは規約の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(土地の分割及び合併)

第九十二条 施行者は、マンション建替事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすることができる。

(不動産登記法の特例)

第九十三条 施行マンション及び施行再建マンション並びにこれらの敷地の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(施行者による管理規約の設定)

第九十四条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物(マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。)の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2 前項の管理規約は、区分所有法第三十条第一項の規約とみなす。

(関係簿書の備付け)

第九十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、マンション建替事業に関する簿書(組合にあつては、組合員名簿を含む。以下同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第九十六条 施行者は、マンション建替事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第四章 マンション建替事業の監督等

(報告、勧告等)

第九十七条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律(第五章を除く。以下この章において同じ。)の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都道府県知事は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(組合に対する監督)

第九十八条 都道府県知事は、組合の施行するマ

ンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときは、その組合の事業又は会計の状況を調査することができる。

2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第三十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならぬ。第三十二条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(個人施行者に対する監督)

第九十九条 都道府県知事は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規程、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときは、その監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しな

ければならない。

4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション建替事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。

(資金の融通等)

第一百条 国及び地方公共団体は、施行者に対し、マンション建替事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(技術的援助の請求)

第一百一条 組合、組合を設立しようとする者、個人施行者又は個人施行者となろうとする者は、国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、マンション建替事業の施行の準備又は施行のために、それぞれマンション建替事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

第五章 危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置

第一節 危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの勧告等

第一百二条 市町村長は、構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものとして国土交通省令で定める基準に該当する住戸が相当数あり、保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションで国土交通省令で定める基準に該当するものの区分所有者に対し、当該マンションの建替えを行うべきことを勧告することができる。

2 前項に規定するマンションの一部の区分所有者は、市町村長に対し、当該マンションの他の区分所有者に対し、同項の規定による勧告をするよう要請することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告をしうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

4 第一項の規定による勧告をした市町村長は、

速やかに、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

5 第一項の規定による勧告をした市町村長は、当該勧告に係るマンション(以下「勧告マンション」という。)又はその敷地について質権、借家権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利又は担保権等の登記に係る権利を有する者があるときは、速やかに、これらの者にその旨を通知しなければならない。ただし、過失がなくこれらの者を確知することができないときは、この限りでない。

6 市町村長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、当該マンションの保安上の危険性又は衛生上の有害性に係る事項に関する報告を求め、又はその職員に、マンション若しくはその敷地に立ち入り、当該マンション、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

7 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第六項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(代替建築物の提供又はあつせん)

第一百三十三条 勧告マンションの賃借人は、市町村長に対し、当該勧告マンションに代わるべき建築物又はその部分(以下この条において「代替建築物」という。)の提供又はあつせんに要請することができる。

2 勧告マンションの賃借人は、当該勧告マンションに係るマンションの建替え(以下「勧告マンションの建替え」という。)が行われる場合において、当該勧告マンションの賃借人の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあつせんすることが困難であるときは、市町村長に對

し、当該代替建築物の提供又はあつせんに要請することができる。

3 勧告マンションの建替えが行われる場合において、当該勧告マンションの転出区分所有者は、市町村長に対し、代替建築物の提供又はあつせんに要請することができる。

4 施行者その他の勧告マンションの建替えを行う者(以下「勧告マンション建替実施者」という。)は、当該勧告マンションの転出区分所有者の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあつせんすることが困難であるときは、市町村長に対し、当該代替建築物の提供又はあつせんに要請することができる。

5 前各項の規定による要請を受けた市町村長は、当該勧告マンションの賃借人又は転出区分所有者の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあつせんするよう努めなければならない。

第二節 賃借人居住安定計画の認定等(賃借人居住安定計画の認定)

第一百四十四条 勧告マンションの住戸の賃借人(以下この章において「住戸賃借人」という。)の一人又は数人は、勧告マンション建替実施者と共同して、当該住戸に居住している賃借人(以下この章において「住戸賃借人」という。)の意見を求めて、国土交通省令で定めるところにより、当該勧告マンションについて、当該住戸賃借人の居住の安定の確保及び当該勧告マンションの建替えに関する計画(以下「賃借人居住安定計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 勧告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあつては、前項の認定の申請は、当該勧告マンションの区分所有者(当該勧告マンションについては建替え決議が行われた場合にあつては、建替え合意者)の全員が共同してしなければならない。

3 第一項の認定を申請しようとする者は、その者及び賃借人居住安定計画に係る住戸賃借人(以下「計画賃借人」という。)以外に当該勧告

マンション又はその敷地（これに隣接する土地を合わせて再建マンションの敷地とする場合における当該土地（以下「隣接再建敷地」という。）を含む。）について権利を有する者があるときは、賃借人居住安定計画についてその同意を得なければならぬ。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一 第一項の認定を申請しようとする勧告マンション建替実施者が組合であるときその他勧告マンションについて建替え決議があつたときは、当該勧告マンションの区分所有者は、第四十五条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得た者

三 その権利をもつて第一項の認定を申請しようとする者に対抗することができない者

四 前項の場合において、同項の規定により同意を得なければならぬこととされている者のうち、区分所有権等以外の権利を有する者から同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第一項の認定を申請することができる。

五 賃借人居住安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 勧告マンションの位置

二 計画賃借人に賃貸している住戸（以下「計画賃貸住戸」という。）の数

三 計画賃貸住戸の規模、構造及び設備並びに家賃

四 計画賃借人の氏名、住所及び世帯構成

五 計画賃貸住戸の従前の管理の状況

六 計画賃借人に提供する計画賃貸住戸に代わるべき住宅（再建マンションの部分）を当該計画賃貸住戸に代わるべき住宅として提供する場合には、当該計画賃貸住戸が明け渡

された日から再建マンションの部分を提供する日までの間に必要となる仮住居を含む。以下この章において「賃借人代替住宅」という。）の規模、構造及び設備、家賃並びに所在及び地番

七 計画賃借人により計画賃貸住戸が明け渡された日から勧告マンションを除却する日までの間における当該計画賃貸住戸の管理に関する事項

八 勧告マンションを除却する予定時期

九 勧告マンションの建替えに関する事業の概要及び資金計画

十 第一項の認定を申請した日から当該勧告マンションを除却する日までの間における勧告マンションの計画賃貸住戸以外のそれぞれの部分の管理に関する事項

十一 その他国土交通省令で定める事項

六 第一項の認定の申請をしようとする勧告マンション建替実施者が施行者である場合においては、当該申請は、第九条第一項又は第四十五条第一項の事業計画を添えてしなければならない。この場合においては、賃借人居住安定計画には、前項第九号に掲げる事項を記載することとを要しない。

七 第一項の認定の申請をしようとする勧告マンション建替実施者が施行者である場合においては、当該申請が権利変換計画公告の日以後であるときは、当該申請は、権利変換計画（権利変換計画の変更があつたときは、その変更後のもの。次項、次条第一項第五号及び第七号第二項において同じ。）を添えてしなければならない。

八 第一項の認定の申請をした勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、当該申請の日から当該申請に対する処分の日までの間に権利変換計画公告があつたときは、当該申請者は、速やかに、権利変換計画を市町村長に通知しなければならない。

（賃借人居住安定計画の認定基準）

第二百五条 市町村長は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る賃借人居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、賃借人居住安定計画の認定をしてはならない。

一 賃借人居住安定計画に係る住戸賃借人（以下「計画賃借人」という。）が、計画賃貸住戸の修繕その他賃借人としてなすべき義務を履行してきていること。

二 計画賃借人ごとに、前条第五項第三号及び第四号に掲げる事項その他計画賃借人に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の賃借人代替住宅が、計画賃借人の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。

三 前条第一項の認定の申請を受けた日から勧告マンションが除却される日までの間に、当該勧告マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。

四 勧告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあつては、勧告マンションの建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勧告マンションの建替えが行われることが確実であること。

五 前条第一項の認定の申請をする勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、賃借人居住安定計画の認定の日前に権利変換計画公告があつたときは、賃借人居住安定計画の内容が権利変換計画の内容に適合するものであること。

二 市町村長は、前条第一項の認定をしようとする場合において、当該賃借人居住安定計画に公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第十八条第二

項に規定する賃貸住宅（以下「特定公共賃貸住宅」という。）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。）第四十九条第一項に規定する賃貸住宅（以下「高齢者向け公共賃貸住宅」という。）であつて都道府県が管理するものが賃借人代替住宅として定められているときは、あらかじめ、当該賃借人代替住宅を示して当該都道府県の同意を得なければならぬ。

三 市町村長は、前条第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅を示して計画賃借人の意見を聴かなければならない。

（賃借人居住安定計画の認定の通知）

第二百六条 市町村長は、第四百四条第一項の認定をしたときは、速やかに、当該認定に係る賃借人居住安定計画（以下「認定賃借人居住安定計画」という。）に定められた賃借人代替住宅を示して、当該認定をした旨を計画賃借人に通知しなければならない。この場合において、認定賃借人居住安定計画において賃借人代替住宅が再建マンション以外に定められている計画賃借人に対しては、賃借人代替住宅への入居を希望する旨を申し出ることができる期間（以下この章において「賃借人入居申出期間」という。）を併せて示さなければならない。

二 前項の場合において、認定賃借人居住安定計画に都道府県が管理する公営住宅、特定公共賃貸住宅又は高齢者向け公共賃貸住宅が賃借人代替住宅として定められているときは、市町村長は、速やかに、当該認定賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅及び賃借人入居申出期間を示して、当該賃借人居住安定計画の認定をした旨を当該都道府県に通知しなければならない。

（賃借人居住安定計画の変更等）

居住安定計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、関係する住戸賃借人の意見を求めて、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 認定賃貸人等である勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、第四百四条第一項の認定を受けた日以後に権利変換計画公告があり、かつ、権利変換計画の内容が認定賃借人居住安定計画の内容に適合していないときは、認定賃貸人等は、前項の認定を申請しなければならない。

3 第四百四条第二項から第八項まで及び前二条の規定は、第一項の場合について準用する。

（報告の徴収）
第八八条 市町村長は、認定賃貸人等に対し、認定賃借人居住安定計画に係る計画賃借人（以下「認定賃借人」という。）の居住の安定の確保及び勧告マンションの建替えの状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）
第九九条 認定賃貸人等の一般承継人又は認定賃貸人等から勧告マンションの区分所有権その他当該認定賃借人居住安定計画の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定賃貸人等が有していた認定賃借人居住安定計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（改善命令）
第一百十條 市町村長は、認定賃貸人等が認定賃借人居住安定計画に従って認定賃借人の居住の安定を確保していないと認めるとき又は勧告マンションの建替えを行っていないと認めるときは、当該認定賃貸人等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、勧告マンションの建替えを行うべき旨の命令は、当該勧告マンションから認定賃借人がすべて移転した場合に限り、することができる。

（賃借人居住安定計画の認定の取消し）
第一百一十條 市町村長は、前条ただし書に規定する場合以外の場合において、認定賃貸人等が同条本文の規定による命令に違反したときは、賃借人居住安定計画の認定を取り消すことができる。

2 第六百六条第一項前段及び第二項の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

第三節 転出区分所有者居住安定計画の認定等
（転出区分所有者居住安定計画の認定）
第一百一十二條 勧告マンション建替実施者は、勧告マンションに居住している区分所有者のうち当該勧告マンションの建替えに伴い転出区分所有者となる者がいるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該勧告マンションについて、当該転出区分所有者の居住の安定の確保及び当該勧告マンションの建替えに関する計画（以下「転出区分所有者居住安定計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 第四百四条第二項の規定は、前項の認定の申請について準用する。
3 第一項の認定を申請しようとする者（認定賃貸人等である者を除く。）は、その者以外に当該勧告マンション又はその敷地（隣接再建敷地を含む。）について権利を有する者があるときは、転出区分所有者居住安定計画についてその同意を得なければならない。
4 第四百四条第三項ただし書及び第四項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。この場合において、同条第三項ただし書及び第四項中「第一項」とあるのは、「第一百十二條第一項」と読み替えるものとする。

5 第一項の認定を申請しようとする者は、あらかじめ、その者以外の転出区分所有者居住安定計画に係る転出区分所有者であつて第三項及び前項において準用する第四百四条第三項ただし書

の規定により第三項の同意を得る必要のないもの（以下「同意を得ない計画転出区分所有者」という。）の意見を求めなければならない。
6 転出区分所有者居住安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 勧告マンションの位置
二 転出区分所有者居住安定計画に係る転出区分所有者（以下「計画転出区分所有者」という。）が居住している住戸（以下「計画転出区分所有者住戸」という。）の数
三 計画転出区分所有者住戸の規模、構造及び設備
四 計画転出区分所有者の氏名、住所及び世帯構成
五 計画転出区分所有者に提供する計画転出区分所有者住戸に代わるべき住宅（以下この章において「転出区分所有者代替住宅」という。）の規模、構造及び設備、家賃並びに所在及び地番
六 勧告マンションを除却する予定時期
七 勧告マンションの建替えに関する事業の概要及び資金計画
八 第一項の認定を申請した日から当該勧告マンションを除却する日までの間における勧告マンションの部分のそれぞれの管理に関する事項
九 その他国土交通省令で定める事項

7 第四百四条第六項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。この場合において、同条第六項中「前項第九号」とあるのは、「第一百十二條第六項第七号」と読み替えるものとする。
（転出区分所有者居住安定計画の認定基準）
第一百十三條 市町村長は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る転出区分所有者居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、転出区分所有者居住安定計画の認定をしてはならない。
一 計画転出区分所有者ごとに、前条第六項第三号及び第四号に掲げる事項その他計画転出

区分所有者に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の転出区分所有者代替住宅が、計画転出区分所有者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。

二 前条第一項の認定の申請を受けた日から勧告マンションが除却される日までの間に、当該勧告マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。

三 勧告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあつては、勧告マンションの建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勧告マンションの建替えが行われることが確実であること。

2 第五百五条第二項及び第三項の規定は、市町村長が前条第一項の認定をしようとする場合について準用する。この場合において、第五百五条第二項及び第三項中「賃借人居住安定計画」とあるのは「転出区分所有者居住安定計画」と、「賃借人代替住宅」とあるのは「転出区分所有者代替住宅」と、同項中「計画賃借人」とあるのは「同意を得ない計画転出区分所有者」と読み替えるものとする。

（転出区分所有者居住安定計画の認定の通知）
第一百十四條 市町村長は、第一百十二條第一項の認定をしたときは、速やかに、当該認定に係る転出区分所有者居住安定計画（以下「認定転出区分所有者居住安定計画」という。）に定められた転出区分所有者代替住宅及び当該転出区分所有者代替住宅への入居を希望する旨を申し出ることができる期間（以下この章において「転出区分所有者入居申出期間」という。）を示して、当該認定をした旨を計画転出区分所有者に通知しなければならない。
2 前項の場合において、認定転出区分所有者居住安定計画に都道府県が管理する公営住宅、特定公共賃貸住宅又は高齢者向け公共賃貸住宅が

転出区分所有者が代替住宅として定められているときは、市町村長は、速やかに、当該認定転出区分所有者が居住安定計画に定められた転出区分所有者が代替住宅及び転出区分所有者が居住安定計画の間を示して、当該転出区分所有者が居住安定計画の認定をした旨を当該都道府県に通知しなければならない。

(転出区分所有者が居住安定計画の変更等)

第百十五條 第百十二條第一項の認定を受けた者(以下「認定建替実施者」という。)は、認定転出区分所有者が居住安定計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 第百十二條第二項から第七項まで及び前二條の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収等)

第百十六條 第百八條から第百十一條までの規定は、認定転出区分所有者が居住安定計画について準用する。この場合において、第百八條から第百十一條までの規定中「認定賃借人等」とあるのは「認定建替実施者」と、第百八條中「認定賃借人居住安定計画に係る計画賃借人(以下「認定賃借人」という。）」とあるのは「認定転出区分所有者が居住安定計画に係る計画転出区分所有者(以下「認定転出区分所有者」という。）」と、第百十條中「認定賃借人の」とあるのは「認定転出区分所有者の」と、「認定賃借人が」とあるのは「認定転出区分所有者が」と、第百十一條第二項中「第百六條第一項前段及び第二項」とあるのは「第百十四條」と読み替えるものとする。

第四節 賃借人等の居住の安定の確保等に関する措置

(公営住宅等への入居の申出)

第百十七條 第百六條第一項(第百七條第三項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。)、又は第百十四條第一項(第百十五條第二項において準用する場合を含む。)

による通知を受けた認定賃借人又は認定転出区分所有者は、それぞれ当該通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者が代替住宅が公営住宅、特定公共賃貸住宅、高齢者向け公共賃貸住宅又は市町村が認定賃借人若しくは認定転出区分所有者に転賃するため借り上げた住宅(公営住宅を除く。以下「市町村借上住宅」という。)である場合においては、それぞれ、賃借人入居申出期間内又は転出区分所有者が入居申出期間内に、当該賃借人代替住宅又は転出区分所有者が代替住宅への入居を希望する旨を当該住宅を管理する地方公共団体に申し出ることができる。

(公営住宅への入居)

第百十八條 前條の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者が代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三條各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二條第一項及び第二十五條第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者(認定賃借人に限る。を公営住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた認定賃借人居住安定計画(第百七條第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において同じ。)に定められた計画賃借住戸(以下「認定賃借住戸」という。))の家賃を当該公営住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、公営住宅法第十六條第一項、第二十八條第二項又は第二十九條第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。

3 公営住宅法第十六條第五項の規定は、前項の規定により家賃を減額する場合について準用する。

(特定公共賃貸住宅への入居)

第百十九條 第百十七條の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者が代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八條第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。

2 地方公共団体は、前項に規定する者を入居させた特定公共賃貸住宅の家賃については、公営住宅法第十六條第二項の規定の例により算定した近傍同種の住宅の家賃以下で条例で定める額とするものとする。

3 第一項に規定する地方公共団体は、同項に規定する者(認定賃借人に限る。を特定公共賃貸住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた認定賃借住戸の家賃を当該特定公共賃貸住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該特定公共賃貸住宅の家賃を減額することができる。

(高齢者向け公共賃貸住宅への入居)

第百二十條 第百十七條の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者が代替住宅が高齢者向け公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が高齢者居住安定確保法第四十九條第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。

2 前條第三項の規定は、前項に規定する者(認定賃借人に限る。を高齢者向け公共賃貸住宅に入居させる場合について準用する。

(市町村借上住宅への入居)

第百二十一條 第百十七條の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者が代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出をした者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。

2 第百十九條第二項の規定は前項に規定する者を、同條第三項の規定は前項に規定する者(認定賃借人に限る。を市町村借上住宅に入居させる場合について準用する。

3 国は、市町村が前項において準用する第百十九條第三項の規定により市町村借上住宅の家賃を減額する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

(移転料の支払)

第百二十二條 賃借人居住安定計画の認定を受けた住戸賃借人(以下「認定賃借人」という。))は、認定賃借人が認定賃借住戸から認定賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅への住居の移転(当該認定賃借人居住安定計画において再建マンションの部分が賃借人代替住宅として定められている場合にあつては、当該認定賃借人居住安定計画に定められた仮住居から当該賃借人代替住宅への移転を含む。をする場合においては、当該認定賃借人に対して、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(費用の補助)

第百二十三條 市町村は、認定賃借人(国土交通省令で定める認定賃借人を除く。に対して、前條の規定による移転料の支払に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、市町村が前項の規定により補助金を交付する場合に、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(賃貸借契約の更新拒絶等)

第百二十四條 認定賃借人が認定賃借人に対し認定賃借住戸について賃貸借の更新の拒絶の通知

(条件を変更しなければ更新をしない旨の通知を除く。)をする場合においては、借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十六条第二項及び第二十八条の規定は、適用しない。

2 認定貸借人が認定賃借人に対し認定賃貸付戸について賃貸借の解約の申入れをする場合においては、借地借家法第二十七条第二項及び第二十八条の規定は、適用しない。

第六章 雑則

(意見書等の提出の期間の計算等)

第二百二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定期間内に差し出すべき意見書その他の文書が郵便で差し出されたときは、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2 前項の文書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき理由があるときは、受理することができる。

(不服申立て)

第二百二十六条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 第九条第一項又は第三十四条第一項の規定による認可

二 第二十一条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知
組合又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができ。

3 第二百四十四条第一項、第二百七条第一項、第二百一十一条第一項(第二百一十六条において準用する場合を含む。)、第二百一十二条第一項及び第二百一十五条第一項の規定による処分不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができ。

(権限の委任)

第二百二十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(大都市等の特例)

第二百二十八条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。))においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとす。

(政令への委任)

第二百二十九条 この法律に特に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第二百三十条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の区分)

第三百一十一条 第九条第五項(第三十四条第二項、第四十五条第四項、第五十条第二項及び第五十一条第一項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。))、第十四条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第三十八条第五項、第四十九条第三項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条第四項及び第六項並びに第九十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条

第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第七章 罰則

第三百三十二条 組合の役員、総代若しくは職員、個人施行者(法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員)又は審査委員(以下「組合の役員等」と総称する。)が職務に關して賄賂を受つたとき、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 組合の役員等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受つたとき、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 組合の役員等がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することとできないときは、その価額を追徴する。

第三百三十三条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三百三十四条 組合が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十七条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三 第九十八条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第三百三十五条 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした個人施行者(法人である個人施行者を除く。))又は法人である個人施行者の役員若しくは職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十七条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第九十七条第二項又は第九十九条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 第九十九条第一項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第三百三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十八条(第九十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第九十条(第九十六条において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の命令(勧告マンシヨンの建替えを行うべき旨の命令に限る。)に違反したとき。

第三百三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前三条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の過料に処する。

一 組合がマンシヨン建替事業以外の事業を営んだとき。

二 第二十四条第六項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。

三 第二十八条第一項、第三項又は第四項(第

三十一 条第四項において準用する場合を含む。の規定に違反して総会又は総代会を招集しなかつたとき。

四 第三十四 条第三項又は第三十八 条第三項の規定に違反したとき。

五 第四十 条又は第四十二 条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

六 第四十一 条の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

七 第九十五 条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第九十五 条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

九 都道府県知事又は総会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第百三十九 条 第二十八 条第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

第百四十 条 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした個人施行者（法人である個人施行者を除く。）又は法人である個人施行者の役員若しくは清算人を

別表第二に次のように加える。

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第 号）

第九 条第五項（第三十四 条第二項、第四十五 条第四項、第五十 条第二項及び第五十四 条第三項において準用する場合を含む。）、第十一 条第一項（第三十四 条第二項において準用する場合を含む。）、第十四 条第三項（第三十四 条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五 条第一項、第三十八 条第五項、第四十九 条第三項（第五十 条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一 条第四項及び第六項並びに第九十七 条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

二十万円以下の過料に処する。

一 第五十 条第三項において準用する第三十四 条第三項の規定に違反したとき。

二 第五十四 条第二項の規定に違反したとき。

三 第九十五 条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四 第九十五 条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

五 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第百四十一 条 第八 条第二項の規定に違反してその名称中にマンシヨ建替組合という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二 条 この法律の施行の際、現にその名称中にマンシヨ建替組合という文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第八 条第二項の規定を適用しない。

（地方自治法の一部改正）

第三 条 地方自治法の一部を次のように改正する。

平成十四年六月五日印刷

平成十四年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P